

管内概況

(平成29年版)

九州運輸局宮崎運輸支局

目次

I. 総務企画部門

- 1. 宮崎県内における地域公共交通確保維持改善事業の取組み・・・・・・・・・・ 1
- 2. 観光に関する取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3. 倉庫業の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

II. 輸送・監査部門

- 1. 乗合バス輸送の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2. 貸切バス輸送の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3. レンタカーの概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4. タクシー輸送の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 5. 自動車運転代行の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 6. 貨物自動車運送事業の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 7. 自動車運送事業の監査の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

III. 登録部門

- 1. 自動車登録の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

IV. 整備部門

- 1. 自動車検査制度及び点検整備制度の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2. 自動車整備事業の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 3. 自動車の事故・公害関係の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 4. 街頭検査の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

V. 運航・船舶部門

1. 運航関係事業の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
2. 港湾運送事業の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
3. 船舶・船用工業の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
4. モーターボート競走の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

VI. 船員部門

1. 船員関係業務の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
2. 海技資格及び水先関係業務の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
3. 船員職業安定関係業務の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
3. 海事産業次世代人材育成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

VII. 運航労務監理官

1. 運航労務監理官業務の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
2. 外国船舶監督官業務の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

VIII. 宮崎運輸支局の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

IX. 独立行政法人自動車技術総合機構の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

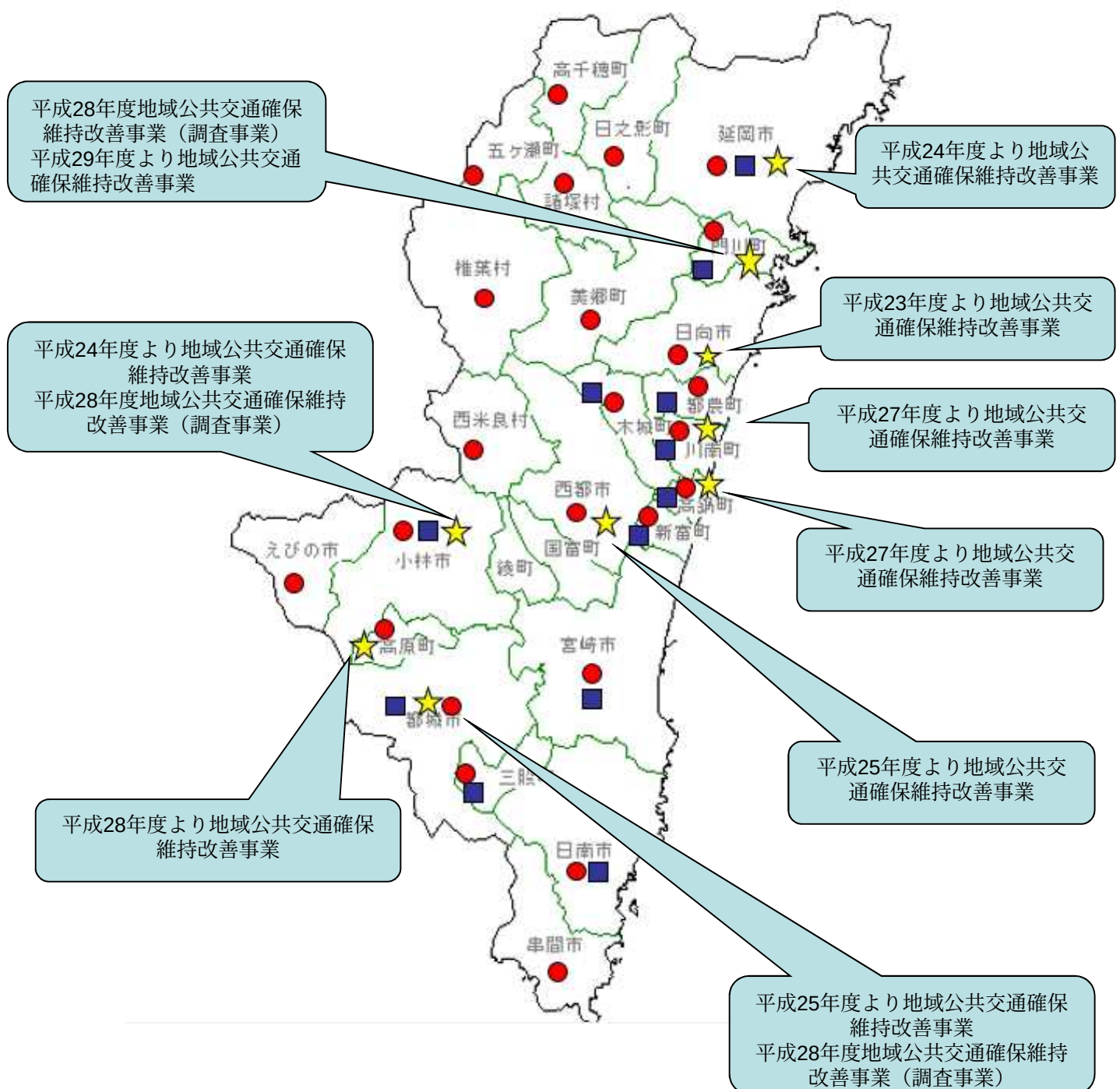
管内における地域公共交通確保維持改善事業の取組み

「地域公共交通確保維持改善事業」は、存続が危機に瀕している生活交通について、地域特性に応じ効率的に確保維持されるために必要な支援を行うとともに、移動に当たってのバリアがより解消されるために必要な改善に対する支援等を一体的に行うもの。

★ 地域公共交通確保維持改善事業活用自治体（9カ所）

● 地域公共交通会議のある自治体（24市町村）

■ 有償運送運営協議会のある自治体（12市町）



観光に関する取組み

1. 地域資源を活用した観光地魅力創造事業

地方公共団体と観光協会、旅行会社等の観光関係者、多様な地域資源を活用しようとする関係者、交通事業者等の総力を結集し、地域の観光資源を生かした地域づくり施策と、マーケティング、受入環境整備、二次交通の充実等の観光振興のための施策を一体で実施することで、地域の観光資源を世界に通用するレベルまで磨き上げることを目的とする事業。

平成28年度選定地域

日南市（日南市観光推進連携協議会）

川南町（川南パーキングエリア利活用協議会）

2. 「日本版DMO」を核とする観光地域づくり

観光庁を登録主体として、「日本版DMO」の候補となり得る法人を登録し、登録を行った法人及びこれと連携して事業を行う関係団体に対して、関係省庁が連携して支援を行うことで各地における日本版DMOの形成・確立を強力に支援するもの。

DMOとは、(Destination Management/Marketing Organization)の略
日本版DMO候補法人とは、地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりを行う舵取り役

（1）地域連携DMO

公益財団法人みやざき観光コンベンション協会（H28.5.31 登録）

（2）地域DMO

一般社団法人椎葉村観光協会（H28.2.26 登録）

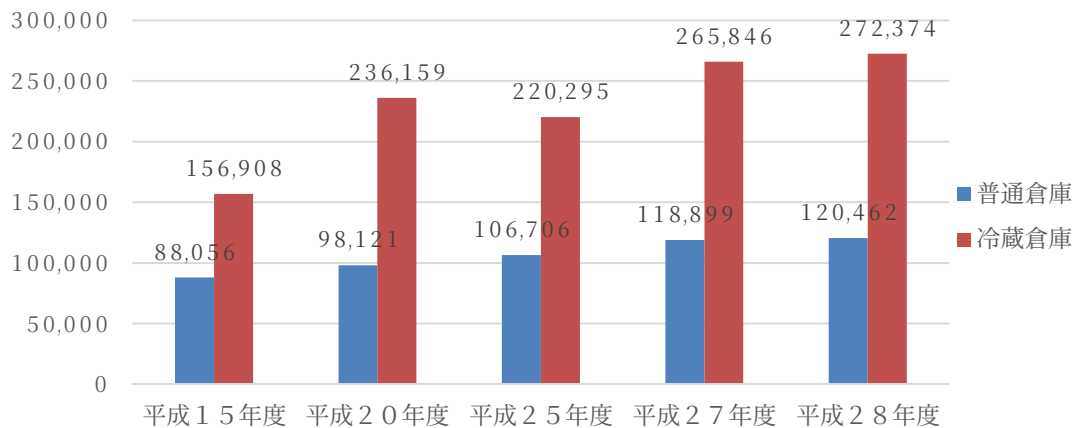
一般社団法人高千穂町観光協会（H29.1.20 登録）

一般社団法人串間市高千穂町観光協会（H29.8.4 登録）

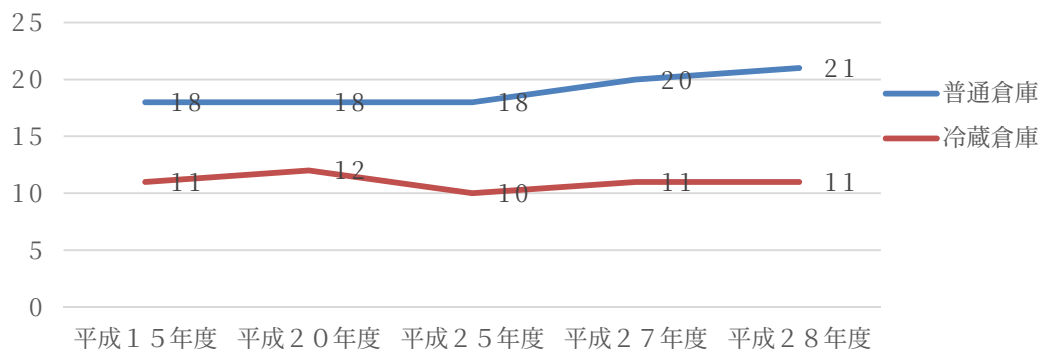
倉庫業の概況

宮崎運輸支局管内の平成28年度末の事業者数は、普通倉庫21社、冷蔵倉庫11社となっている。
また、庫腹量は、1～3類倉庫120千㎡、冷蔵倉庫272千㎡となっている。

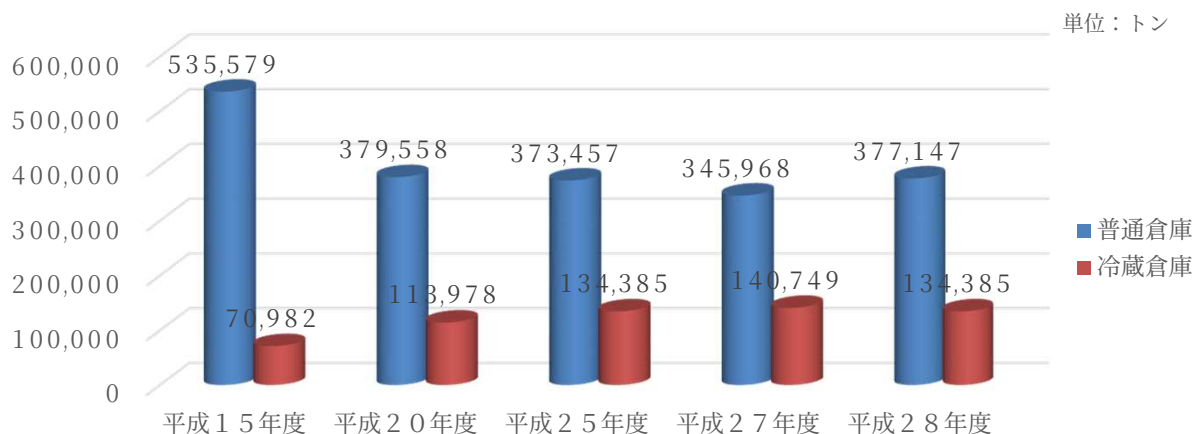
1. 倉庫事業庫腹量の推移



2. 倉庫事業者の推移



3. 保管実績の推移



乗合バス輸送の概況

県内の乗合バスは、宮崎交通（株）が県下一円を、鹿児島県の三州自動車（株）が都城を運行している。

マイカーの普及や地方部における過疎化の進行により輸送人員が減少傾向にある中、地域住民の移動手段として重要な役割を担うものである。

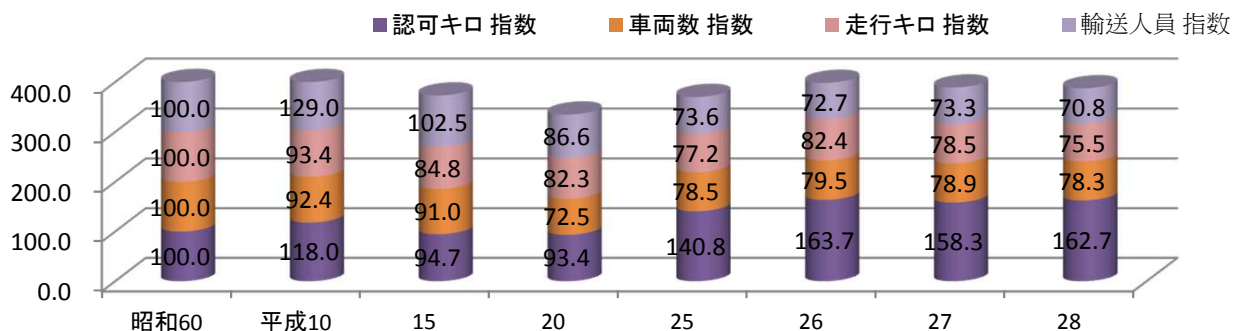
このため国と地方の役割分担の下に、生活交通の確保を図る補助制度が整備され、各種会議による綿密な連携により、地域が必要とする生活交通の確保に努めており、また、乗合タクシーや市町村による自家用有償旅客運送などを取り入れ、地域にあった交通体系の構築を行っている。

乗合バスの新たな取り組みとして、平成27年10月1日から西都市～西米良村間において、路線バスにより宅配便を運ぶ客貨混載が開始され（平成29年1月16日からは保冷専用スペースを確保した車両も運行、平成30年2月20日からは郵便物・ゆうパックを追加）、さらに11月14日からは全国にて利用できるＩＣカード（nimoca）が利用可能となった。

他方、同じ乗合であっても高速バスは高速道路網の整備や他の交通機関と比較した場合の低廉な運賃によりビジネス客や若年層を中心に利用され順調な伸びを示しており、今後も安全装備の充実したハイグレード車の導入により安全・安心なサービスの提供での利用者の増加が見込まれている。



1. 乗合バス輸送人員等の推移



2. 県内事業者の概況

県名及び事業者名	区分	所在地（主たる事務所）	最初に許可を受けた年月	車両数	認可キロ	休止キロ	運行系統数
宮崎交通（株）		宮崎市橘通西3丁目10-32	T15.5	389	2,742.13	8.32	393
ハッコートラベル（株）	高速	日向市大字日知屋塩田16284-1	H25.7	6	711.10	223.60	2
美登観光バス（株）山口運送	高速	宮崎市高岡町高浜91-1	H25.7	6	654.40	0.00	2
南九州観光（有） （サンマリントア）	高速	鹿児島市中山町1042-1 （宮崎市大字赤江字飛江田979-1）	H25.7	6	311.20	0.00	1
宮崎県計		4社		407	4,132.87	231.92	415

注：サンマリントア（株）は平成28年3月で、鹿児島県の南九州観光バス（有）へ営業譲渡され宮崎営業所となった。

3. 宮崎県内におけるコミュニティバスの概況

平成29年3月31日現在

市町村	愛称等	運行開始	運行形態	コース数	車両数	市町村	愛称等	運行開始	運行形態	コース数	車両数
宮崎市	木花巡回バス(このはなバス)	H19.12.10	◎	17	2	串間市	よかバス	H20.10.1	□	15	6(1)
	北地区コミュニティバス	H19.12.12	◎	7	(4)	西都市	西都市コミュニティバス (三納地区、都於郡地区)	H19.10.1	◎	9	1
	高岡さずな号	H24.10.1	△	5	(5)						
		H24.10.1	△	5	(7)	小林市	のりやいバスおうらい	H21.4.1	□	11	4
都城市	—	H5.9.1	○	1	(1)	小林市	福祉バス (野尻地区)	H12.9.30	◎	7	1(1)
	高崎地区乗合バス 高崎地区乗合タクシー	H12.1.10	◎	2	(1)	都農町	地域福祉バス	H18.4.1	◎	11	2(1)
		H12.1.11	◎	4	3	川南町	トロンロンバス	H20.10.1	◎	2	1(1)
	—	H14.4.1	◎	2	(2)	木城町	木城町営バス	S58.10.8	□	3	2
	あじさい	H25.4.1	△	2	(3)	高鍋町	高鍋町内巡回バス	H23.11.1	◎	4	2
	庄内地区 コミュニティバス	H28.11.17	□	4	(1)	新富町	新富町コミュニティバス	H25.10.1	□	5	1
延岡市	まちなか循環バス	H25.4.1	◎	2	2	高千穂町	ふれあいバス	H16.9.30	□	10	7(2)
	さわやか号 (乗合タクシー北方線)	H13.7.3	◎	8	(3)	日之影町	すまいるバス	H9.10.1	□	11	3(1)
	さわやか号 (乗合タクシー北浦線、 旧延岡市内線)	H21.4.1	◎	7	(2)	五ヶ瀬町	Gライン	H19.10.1	□	3	5
		H21.4.1	◎	7	(2)	美郷町	南郷乗合タクシー	H2.3.4	◎	3	(2)
		H21.4.1	◎	7	(2)		北郷・西郷コミュニティバス	H21.1.19	◎	8	(3)
		H21.4.1	◎	7	(2)	椎葉村	椎葉村営バス	S62.4.6	□	8	7(1)
日向市	コミュニティバス北川線	H24.4.1	□	4	3(1)	諸塚村	地域バス	H12.9.7	◎	4	6(4)
	ぶらっとバス	H21.4.1	□	8	2	西米良村	村営バスやまびこ	H6.10.20	□	3	4
	乗合バス東郷	H21.4.1	□	5	1	高原町	高原町乗合タクシー	H19.3.1	◎	4	(1)
	乗合バス南部	H21.4.1	□	3	(1)	三股町	くいまる	H19.4.1	□	3	5(1)
日南市	南部ぶらっとバス	H28.4.1	□	1	1	運行形態 ◎路線定期運行 ○路線不定期運行 △区域運行 □有償運送					
	はーとふる号 (大牟礼・礼之尾地区)	H20.10.1	□	5	1	車両数の()内は乗車定員11名未満の車両の外数					
	清流号・さくら号 (北郷地区)	H23.4.1	□	1	1						
	わかば号 (酒谷・吉野方地区)	H20.10.1	□	4	2						
	つわぶき号 (細田・隈谷地区)	H20.10.1	□	2	2						
	ジャカランダ号 (日南市乗合タクシー)	H23.10.1	△	2	(3)						
		H23.10.1	△	2	(3)						
		H23.10.1	△	2	(3)						
		H23.10.1	△	2	(1)						

4. 地域公共交通確保維持改善事業（広域・幹線的バス）交付金額

・ 地方バス運行維持費補助金の交付状況 (単位：百万円)

年度	路線維持費			車両購入費			合計	
	事業者数	系統数	金額	事業者数	車両数	金額	事業者数	金額
10	3	77	133	0	0	0	3	133
15	2	48	134	1	7	18	2	152
21	3	39	134	1	6	45	3	179
22	2	36	87	1	7	6	2	93
23	2	39	111	1	14	27	1	138

・ 地域公共交通確保維持改善事業費国庫補助金交付状況 (単位：百万円)

年度	路線維持費			車両購入費			合計	
	事業者数	系統数	金額	事業者数	車両数	金額	事業者数	金額
24	2	39	92	1	5	33	2	125
25	2	35	116	1	5	26	2	142
26	2	34	119	1	5	33	2	152
27	2	35	140	1	6	41	2	182

貸切バス輸送の概況

県内の貸切バスは、41社407両（平成29年度末）であり、平成12年2月の免許制から許可制への移行により、平成7年の9社、207両と比較して事業者数は約5倍、車両数は約2倍と小規模事業者が増加した結果となり、経営環境の厳しさが増している。

一方、平成27年度からは、多くの外国人観光客が乗船する大型クルーズ船が油津港（日南市）や細島港（日向市）に寄港することにより、地域と連携した新たな需要が起こっており、今後もクルーズ船の寄港による需要増が見込まれている。

平成28年1月のスキーバス事故を受けて「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」がとりまとめられ、行政と事業者にて取り組まれており、平成29年4月に一般社団法人九州貸切バス適正化センターが設立され、同年8月より営業所への巡回指導が実施されている。

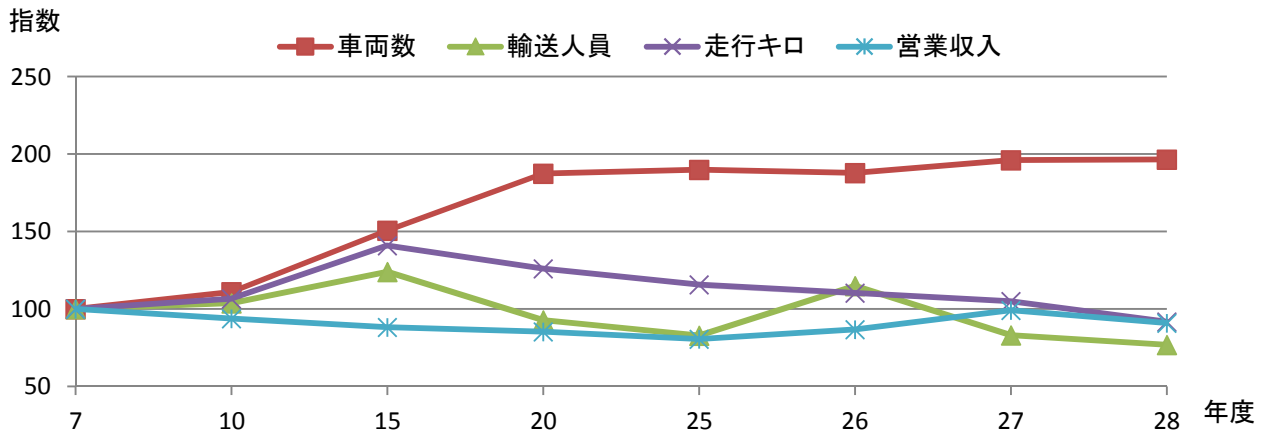
また、平成28年度では9社が新たにセーフティバス認定（一つ星）を受け、三つ星2社を含む14社が認定を受けている。

貸切バス事業者安全性評価認定制度（SAFETY BUS（セーフティバス））

事業許可取得後3年以上経過し、安全性に対する取組状況について先進的な取組を行っており、過去2年間に死傷事故が発生していない者



貸切バス車両数の推移



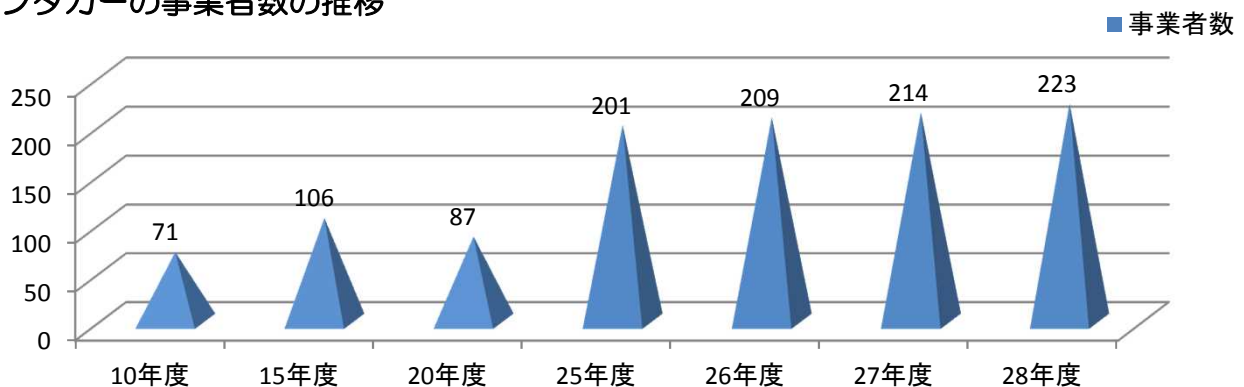
レンタカーの概況

レンタカーは、不特定多数の人々に様々な使われ方をしており、いわば公共交通機関を補完する「第三の輸送機関」として社会生活に定着し、自家用自動車の代替輸送手段として「必要なとき必要なだけ利用できる利便性」から需要がさらに伸びるものと予想される。

近年では、都市圏におけるマイカーを所有していない人々の生活用として、IT等を活用したレンタカー型カーシェアリングの導入が進んでいる。

今後も、「多種多様な車両の提供・営業時間の延長・大量交通機関との乗り継ぎ・乗り捨てのサービスネットワークの採用等」を積極的に行い、利用者サービスをより一層充実していく必要がある。

レンタカーの事業者数の推移



タクシー輸送の概況

県内におけるタクシー事業は、法人タクシー事業者数120社（一般45社・福祉限定事業者75社）、個人タクシー68名、法人タクシー車両数2,073両、個人68両の合計2,141両となっている。

平成14年2月の需給調整規制の廃止により、免許制から許可制へ移行されたことに伴い、車両数が増加し平成20年度には2,426両となったが、平成21年10月の「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下、特措法という。）」により減少傾向となった。

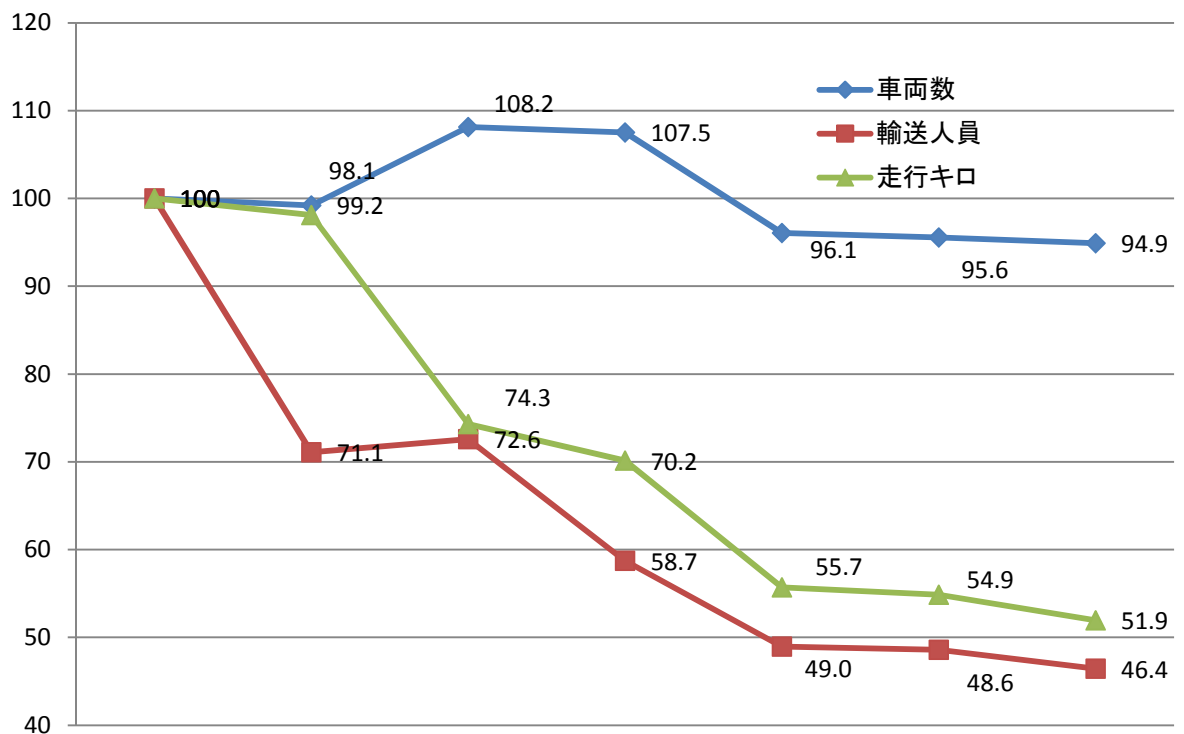
一方、輸送人員については、昭和60年度のピーク時の約46.5%と漸減傾向にあり、更なる適正化・活性化を図る必要があるとして、平成27年1月27日に特措法の一部改正され、延岡市・都城市が準特定地域、宮崎交通圏が特定地域に指定され、いっそうの適正化・活性化事業に取り組んでいる。

なお、宮崎交通圏では車両の削減方式と活性化を定めた地域計画が平成29年12月に認可され、合意事業者は、事業者計画の申請に取り組んでいる。

また、平成27年10月1日より、運転者の登録制度が実施され、運転者が悪質な法令違反を行ったり重大事故を惹起した場合は、取消し処分を行い、タクシーの乗務ができないこととなった。

1. タクシー事業者の推移

指数



年 度		昭和	平成					
項 目		60	10	15	20	26	27	28
車 両 数		2,256	2,238	2,440	2,426	2,167	2,156	2,141
	指 数	100	99.2	108.2	107.5	96.1	95.6	94.0
輸送人員		24,357	17,318	17,682	14,305	11,923	11,834	11,310
	指 数	100	71.1	72.6	58.7	49.0	48.6	46.4
延走行キロ		141,004	138,330	104,764	98,921	78,554	77,384	73,241
	指 数	100	98.1	74.3	70.2	55.7	54.9	51.9
事業者数の推移	法 人	58	48	50	47	46	46	45
	個 人	133	126	117	93	76	73	68

2. 事業者数及び車両数

平成28年3月末現在

項目 市群別		人口 (千人)	事業者数			届出車両数						1車当り 人口
			法人	個人	福祉 限定	ジャン ボ	福祉	大型	中型	小型	計	
市の部	宮崎市	398	14	67	27	36	56	8	33	1,011	1,144	347
	都城市	162	10	0	7	4	12	0	1	235	252	642
	延岡市	122	5	0	14	8	20	0	1	262	291	419
	日南市	52	5	0	3	4	3	0	0	104	111	468
	小林市	45	3	0	4	3	3	0	1	53	60	750
	日向市	61	6	0	3	8	5	0	0	100	113	539
	串間市	18	2	0	2	0	2	0	0	20	22	818
	西都市	29	4	0	2	1	3	0	0	38	42	690
	えびの市	18	3	0	0	0	0	0	0	17	17	1,058
支部計		905	52	67	62	64	104	8	36	1,840	2,052	441
郡の部	北諸県郡	25	1	0	2	0	2	0	0	10	12	2,083
	西諸県郡	9	1	0	0	0	0	0	0	6	6	1,500
	東諸県郡	26	2	1	3	0	6	0	0	18	24	1,083
	児湯郡	69	6	0	5	5	4	0	0	77	86	802
	東臼杵郡	27	6	0	2	7	5	0	0	22	34	794
	西臼杵郡	19	5	0	1	6	2	0	0	42	50	380
	郡部計	175	21	1	13	18	19	0	0	175	212	825
合計		1,080	73	68	75	82	123	8	36	2,015	2,264	477

(注)事業者数は、営業所数を掲載。

資料:宮崎県の推計人口

自動車運転代行の概況

自動車運転代行業は、飲酒した者にかわって自動車を運転する役務を提供する事業として社会的ニーズは高く、飲酒運転の防止等に一定の役割を果たしてきたところであるが、一部において旅客運送類似行為や料金の不正収受等が見受けられるなど業務の適正運営が課題となっていた。

このような状況を受けて、自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通安全及び利用者の保護を図るため「自動車運転代行業の適正化に関する法律」が平成14年6月1日から施行された。

自動車運転代行業を営もうとする者は、公安委員会の認定を受けるとともに、安全運転管理者の選任、料金及び約款の掲示、保険契約の締結及び運転者に対する二種免許の義務付け等の遵守事項が定められている。

なお、第4次地方分権一括法の施行に伴い、平成27年4月1日より自動車運転代行業の認定等にかかわる国土交通大臣の事務・権限は都道府県知事へ移譲されている。

貨物自動車運送事業の概況

県内の平成29年3月末現在のトラック事業者数（県外本社事業者車も含む）及び車両数は、一般貨物（霊柩を含む）625社・11,885両、特定貨物5社・27両である。

県内からの輸送品目については、農畜産物及び水産品等、季節的変動が大きな一次産品が主体となっている。

宮崎県における貨物輸送の特徴としては、三大都市圏等、大消費地からの距離が遠く、長距離運行を余儀なくされている面があげられる。

また、主力である生鮮品目の輸送について、市場の要請から到着時間を指定されているケースがあり、鮮度の問題も絡み、結果として長時間の連続運転につながっている状況にある。

荷主側にとっても輸送コストの削減は大きな課題であり、インフラの整備やモーダルシフト、船舶による大量輸送等の効率的な輸送体系の構築が望まれており、平成27年度に「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を設置し、関係者が一体となって、長時間労働の抑制とその定着を図ることとした。

協議会では、問題点・課題を改善するため、発・着荷主及び運送事業者で構成するパイロット事業集団にて実証実験に取り組んでいる。

1. 事業者数及び車両数

各年度末現在

年度 項目	種別	10	15	20	25	26	27	28
事業者数	一般	402	513	554	615	623	626	625
	特定	8	7	6	6	6	5	5
	計	410	520	560	621	629	631	630
	貨物軽	1,066	1,279	1,399	1,228	1,228	1,241	1,227
車両数	一般	9,976	11,334	11,549	11,488	11,773	11,656	11,885
	特定	52	38	36	23	22	27	27
	計	10,028	11,372	11,520	11,585	11,795	11,683	11,912
	貨物軽	1,510	1,569	1,709	1,548	1,660	1,685	1,677

資料：九州運輸要覧

貨物軽自動車運送事業者数及び車両数

2. 貨物利用運送事業

平成29年3月末現在

鉄 道	自 動 車	航 空	合 計
6	69	0	75

資料：九州運輸局自動車交通部
貨物課、海事振興部貨物課

3. 自動車による貨物輸送量の推移

年度 項目		20	24	25	26
宮 崎 県	事業用	27,665	31,772	30,685	29,977
	自家用	24,317	14,108	15,100	16,127
	計	51,982	45,880	45,966	46,104
九 州	事業用	371,081	327,964	355,286	360,243
	自家用	240,702	131,599	153,000	158,796
	計	557,783	459,563	508,286	519,040

資料：陸運統計要覧 自動車貨物都道府県別輸送トン数、交通関係統計資料集自動車貨物都道府県別輸送トン数
 (注1) この輸送トン数表は、「自動車輸送統計年報」の地方運輸局別輸送量を運輸支局により、推計したものである。ただし、軽自動車分は含まない。
 (注2) 計は端数整理の関係で合致しない場合がある。

4. 大型貨物自動車（ダンプカー）使用者数及び車両数

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（通称：ダンプ規制法）により、大型自動車に分類される普通ダンプトラック（公道を走行するもの）については、荷台に所定の表示番号を表示することが義務付けられている。

表示 年別	営	自 家 用						合 計
		石	砕	砂	販	建	他	
	自動車運送事業	採石業	砕石業	砂利採取業	砂利販売業	建設業	その他	
60	412	51	43	186	222	592	37	1,543
10	831	67	27	148	326	835	54	2,288
15	1,145	68	9	131	355	824	84	2,616
20	1,065	66	12	98	216	648	96	2,201
25	1,117	59	12	76	184	577	97	2,122
26	1,132	60	12	77	185	586	95	2,147
27	1,169	68	12	74	187	606	98	2,214
28	1,212	71	12	75	189	608	102	2,269

自動車運送事業の監査の概況

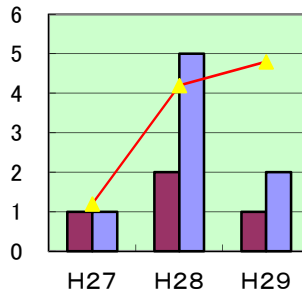
自動車運送事業者監査は、平成21年3月に公表された「事業用自動車総合安全プラン2009」の目標達成に向け行政処分を強化し、法令等に基づき事業経営を確認して、是正が必要な場合は行政処分を行い、輸送の安全確保を図ってきたが、平成28年1月の軽井沢スキーバス事故を受けて、悲惨な事故を二度と起こさないとの決意のもと、貸切バス事業に関する監査基本方針と行政処分基準の改正を平成28年12月に行い、法令違反を早期に是正させ、もし改まらない場合は、貸切バス事業から速やかに退場させる仕組みとなった。

また、平成29年6月には①平成32年までに死者数235人以下②人身事故件数23,100件以下③飲酒運転ゼロを目標とする「事業用自動車総合安全プラン2020」が策定されました。

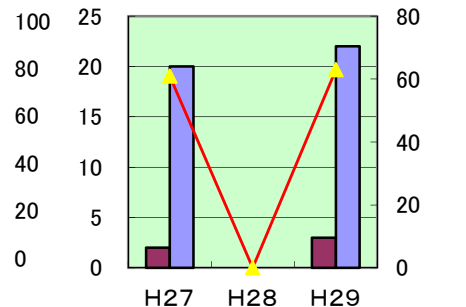
県下自動車運送事業者行政処分件数等推移(車両停止以上)

			平成27年度	平成28年度	平成29年12月
事業の種類	バス	件数(件)	1	2	1
		車両数(両)	1	5	2
		延停止日車数	20	70	80
	タクシー	件数(件)	2	0	3
		車両数(両)	20	0	22
		延停止日車数	61	0	63
	トラック	件数(件)	6	12	16
		車両数(両)	11	20	29
		延停止日車数	270	780	1,180
合計	件数(件)		9	14	20
	車両数(両)		32	19	53
	停止日車数		351	850	1,323

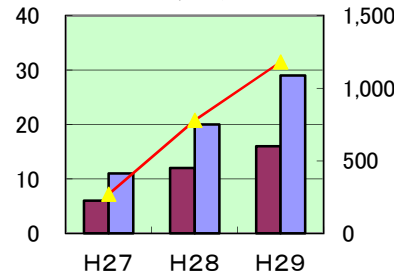
バス



タクシー



トラック



■ 件数(件)
■ 車両数(両)
▲ 停止日車数(日)

※1)件数には、文書警告・許可の取消を含む。 ※2)延停止日車数＝停止日数×停止車両数
※3)車両数・停止日車数には、悪質違反の下命容認等で事業停止を加重したものは含まない。

貸切バス事業者のみならず

行政処分等の基準が厳しくなります

平成28年12月1日から施行

主な改正内容

監査関係

- 運行中の車両について、街頭監査で違反があり、その場で是正できない場合、「**輸送の安全確保命令**」が発動され、是正するまでの間、**違反した車両が使用できなくなります**。また、指摘された違反をもとに、**30日以内**に事業者に対する**監査**を行い、法令違反の有無を確認します。
- 以下の緊急を要する重大な法令違反が確認された場合は、「**輸送の安全確保命令**」が発動され、是正できるまでの間、違反事項と関係する**全ての車両が使用できなくなります**。この場合、**事業停止**の処分を受けることとなり、それでもなお、是正されない場合は、**許可取消**となります。
 - 運行管理者が**全く不在**(選任なし)の場合
 - 整備管理者が**全く不在**(選任なし)の場合であって、定期点検整備を**全く実施していない**場合
 - 全ての運転者が健康診断を受診していない**場合
 - 運転者に対して指導監督及び特別な指導を**全く実施していない**場合
- 監査で「2.」以外の違反が確認された場合は、**30日以内**に是正状況を確認する**監査**を実施します。
- 監査(1回目)において指摘した違反(軽重にかかわらず)が、確認監査(2回目)で一部でも改善が確認できない場合、「**輸送の安全確保命令**」が発動され、命令後に改善が確認(30日以内)できた場合は、**3日間の事業停止**、確認できない場合は、**許可取消**となります。

主な改正内容の続き

行政処分関係

- 使用を停止させる車両数の割合が、**保有車両数の8割**になります。
(例)保有車両数 5両、処分100日車の場合 ⇒ 4両を25日間停止
- 輸送の安全に係る違反の**処分量定を上げ**ます。
(主なもの)
① 運賃料金届出違反 (現行)20日車 ⇒ (改正)**60日車**
② 健康診断の未受診
【未受診者数】(現行)半数以上 10日車 ⇒ (改正)3名以上 **40日車**
③ 適性診断の未受診
【受診なし2名以上】(現行) 10日車 ⇒ (改正) **40日車**
④ 運転者への特別な指導・監督違反(運転者への教育関係)
【大部分不適切】(現行) 10日車 ⇒ (改正) **40日車**
⑤ 各種記録類の改ざん・不実記載 (現行)30日車 ⇒ (改正) **60日車**
⑥ 輸送の安全確保命令等各種の命令違反
(現行)60日車 ⇒ (改正) **許可取消**

運行管理者に対する行政処分関係

- 繰り返し法令違反を是正しない事業者が**許可取消**となった場合、**勤務する運行管理者全員**に対し、**資格者証の返納**が命ぜられます。
- 重大事故等を引き起こし監査を実施した結果、運行の安全確保に関わる量定が120日車以上となった場合、**勤務運行管理者だけでなく、違反に関わった運行管理者全員の資格者証の返納**が命ぜられます。
- 運行管理者が**飲酒運転又は薬物運転**した場合、**自家用車の運転でも資格者証の返納**が命ぜられます。

改正に関する詳細については、下記までお問い合わせください。

九州運輸局 監査担当	TEL 092-472-2529
福岡運輸支局 監査担当	TEL 092-673-1195
佐賀運輸支局 監査担当	TEL 0952-30-7271
長崎運輸支局 監査担当	TEL 095-839-4747
熊本運輸支局 監査担当	TEL 096-369-3155
大分運輸支局 監査担当	TEL 097-558-2107
宮崎運輸支局 監査担当	TEL 0985-51-3952
鹿児島運輸支局 監査担当	TEL 099-261-9192

国土交通省

自動登録の概況

自動車の登録制度は、自動車についての所有権の公証を行い、第三者に対する対抗要件を付与するという民事上の目的とともに、自動車の安全確保・公害の防止や保有実態の把握、盗難防止等の行政上の目的をもっており、巨大化する車社会の秩序を支える制度的基盤となっている。

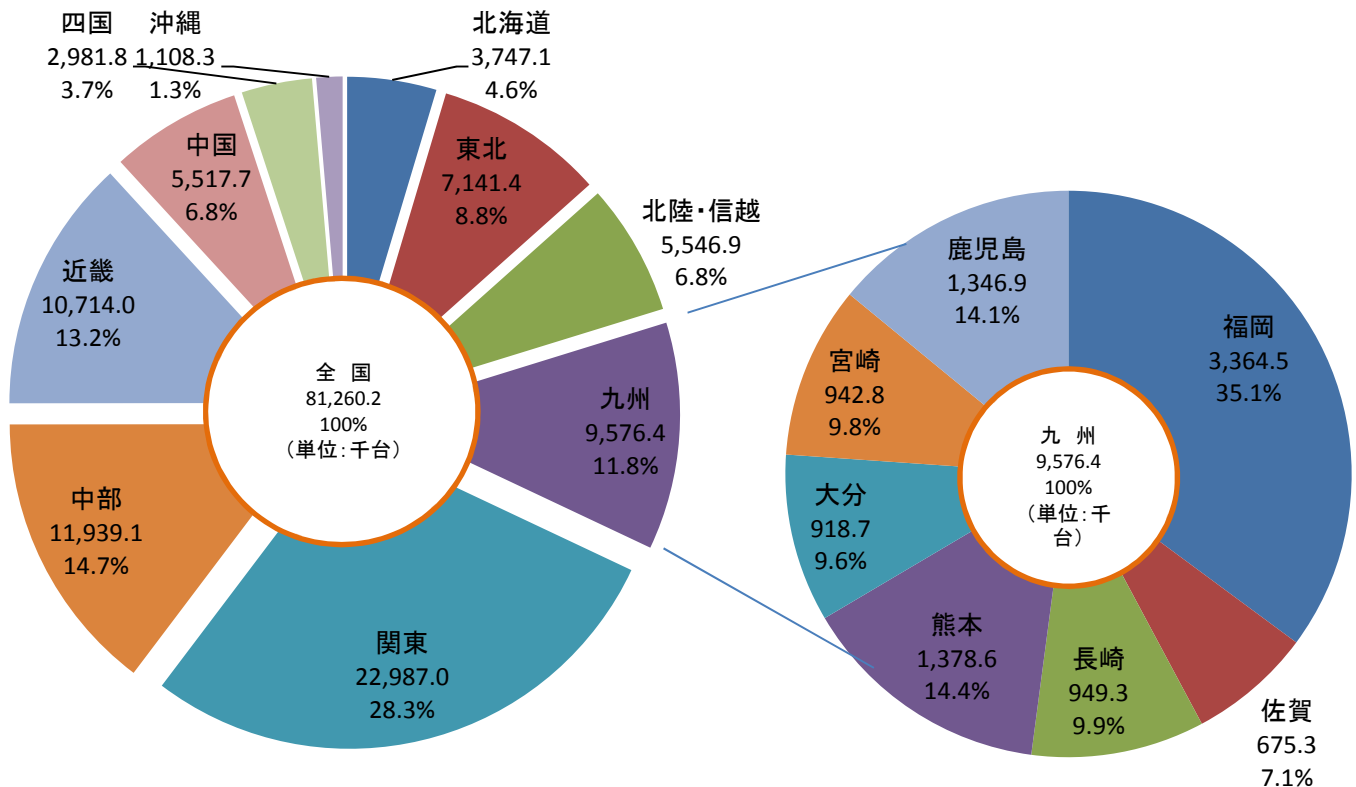
モータリゼーションの進展に伴い、増大する自動車登録業務を円滑に処理するため、本県では昭和46年4月に電子情報処理システムが導入された。

これは、全国の運輸支局及び自動車検査登録事務所と国土交通省の自動車登録管理室（センター）との間をオンラインで結びリアルタイム処理により、自動車の登録・検査記録を一元的に管理しているものである。

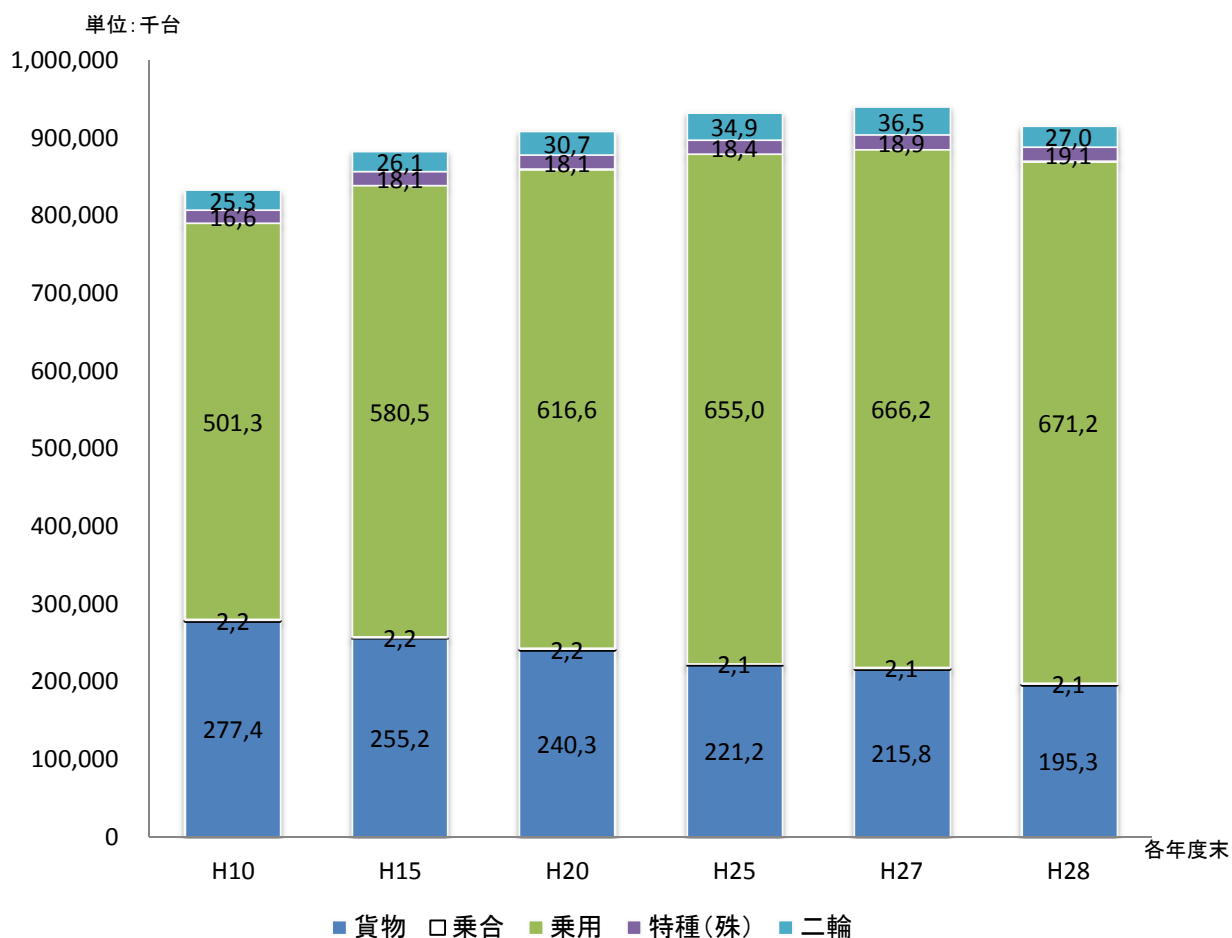
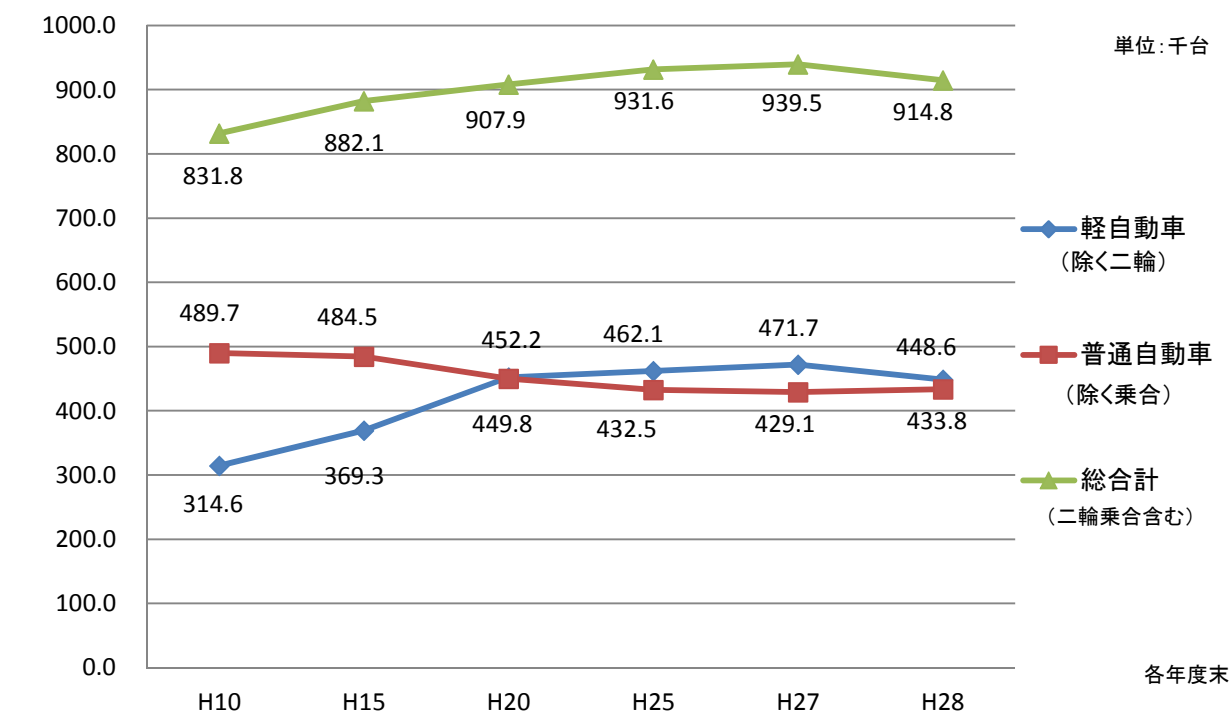
本県の自動車保有車両数は、平成29年3月末現在942.8千台（うち軽自動車493.0千台）となっている。

また、本県では、軽自動車の保有率が52.3%と全国平均（39.8%）に比べて高いのが特徴である。

1. 全国及び九州の保有車両数（平成29年3月末現在）



2. 宮崎県内全保有自動車数及び伸び率の推移



3. 市郡別市町村保有車両数(平成29年3月末現在)

市郡別・市町村別保有車両数

平成29年3月31日

	貨 物					乗 合		乗 用			特 種(殊)		二 輪 車		登録車計 (小二 含)	軽合 (軽二 含)
	普 通	小 型	被牽引	軽自動車		普 通	小 型	普 通	小 型	軽四輪車	特種	大型特殊	小型二輪	軽二輪		
				四輪	三輪											
崎市	7,208	11,837	276	31,307	0	397	399	56,754	76,669	105,743	4,733	554	5,378	4,044	164,205	142,000
城市	5,433	6,176	282	22,354	3	101	203	23,357	30,507	51,236	2,654	590	2,456	1,571	71,759	76,000
岡市	2,645	3,260	244	13,156	1	118	137	15,778	22,085	32,187	1,310	397	1,734	1,344	47,708	48,000
南市	1,054	1,228	96	7,674	0	44	75	6,838	9,311	15,254	652	197	602	420	20,097	24,000
林市	1,498	2,096	20	8,667	0	30	75	6,216	8,713	14,281	647	206	829	538	20,330	23,000
向市	1,710	1,683	393	7,188	1	23	61	7,796	10,984	17,400	863	334	824	562	24,671	27,000
習市	370	626	4	4,047	0	6	31	2,239	3,281	5,370	196	128	218	151	7,099	9,000
都市	663	1,101	24	5,701	0	45	42	3,622	5,316	9,697	375	98	543	352	11,829	15,000
びの市	668	714	25	688	0	4	37	2,536	3,589	759	302	82	315	43	8,272	11,000
諸県郡三股町	790	702	41	2,899	0	5	24	3,402	4,388	7,930	338	60	414	298	10,164	11,000
諸県郡高原町	313	498	6	2,165	0	13	15	1,236	1,930	2,959	136	46	210	106	4,403	5,000
国 富 町	621	805	28	3,597	0	5	13	2,445	3,431	6,415	213	62	329	223	7,952	10,000
綾 町	158	233	0	725	0	1	9	812	1,218	1,642	70	12	101	70	2,614	3,000
諸県郡計	779	1,038	28	4,322	0	6	22	3,257	4,649	8,057	283	74	430	293	10,566	-
高 鍋 町	486	631	29	2,437	0	8	20	2,647	3,952	6,719	354	64	374	236	8,565	9,000
新 富 町	470	660	20	1,492	0	2	21	2,389	3,069	4,385	193	141	372	240	7,337	8,000
西米良村	53	59	0	340	0	0	8	162	219	302	28	13	19	6	561	0
木 城 町	133	218	4	973	0	1	9	607	840	1,627	51	25	99	51	1,987	2,000
川 南 町	717	767	68	2,976	0	1	24	2,108	2,783	5,147	297	74	342	188	7,181	8,000
都 農 町	305	425	52	1,985	0	0	5	1,380	1,789	3,268	111	26	203	96	4,296	5,000
湯郡計	2,164	2,760	173	10,203	0	12	87	9,293	12,652	21,448	1,034	343	1,409	817	29,927	-
門 川 町	324	420	1	2,275	0	5	16	2,170	3,045	5,608	198	25	293	183	6,497	8,000
美 郷 町	192	173	1	1,911	0	4	10	676	1,072	1,404	94	23	79	47	2,324	3,000
諸 塚 村	90	62	1	654	0	1	8	206	327	423	37	34	14	9	780	1,000
椎 葉 村	188	126	0	1,029	0	1	13	368	452	662	21	31	16	17	1,216	1,000
臼杵郡計	794	781	3	5,869	0	11	47	3,420	4,896	8,097	350	113	402	256	10,817	-
高千穂町	367	383	25	3,168	0	3	31	1,479	2,118	3,311	167	37	147	190	4,757	6,000
日之影町	150	164	6	1,238	0	1	19	469	691	1,009	113	57	45	48	1,715	2,000
五ヶ瀬町	115	165	3	1,152	0	0	17	426	610	1,020	48	14	38	42	1,436	2,000
臼杵郡計	632	712	34	5,558	0	4	67	2,374	3,419	5,340	328	108	230	280	7,908	-
明	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	43	1	0	47	0
合計	26,721	35,213	1,649	131,798	5	819	1,322	148,120	202,389	305,758	14,201	3,373	15,995	11,075	449,802	-

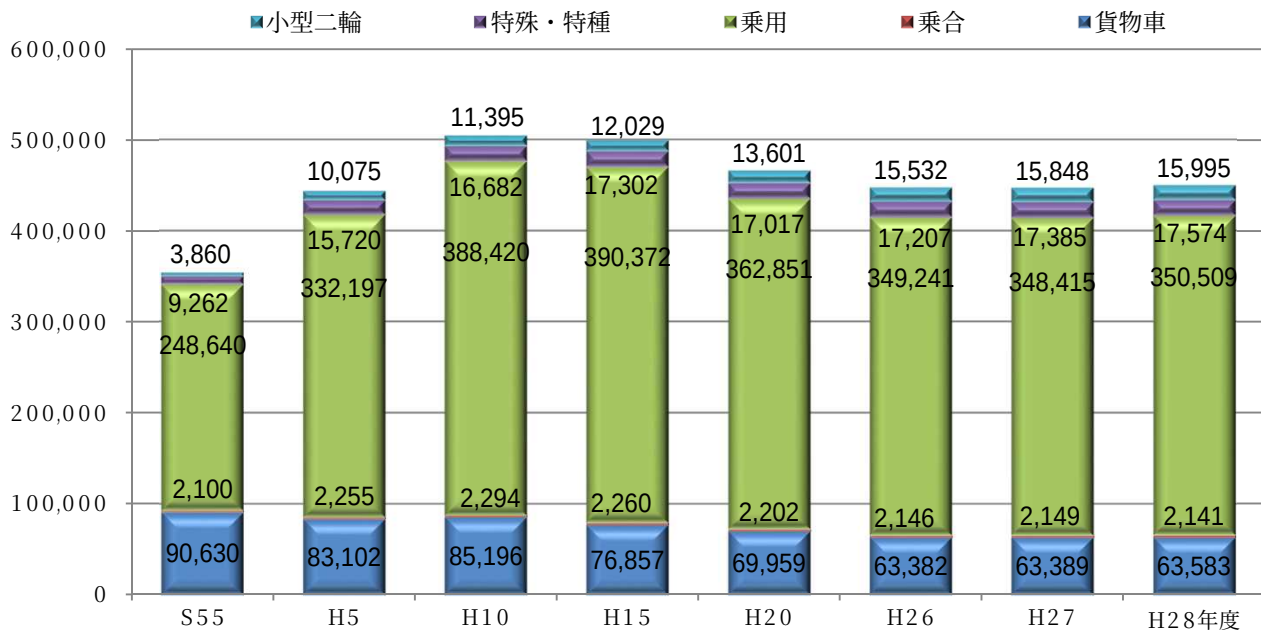
自動車については、平成29年4月1日現在の市町村課税台帳による。

自動車検査制度及び点検整備制度の概況

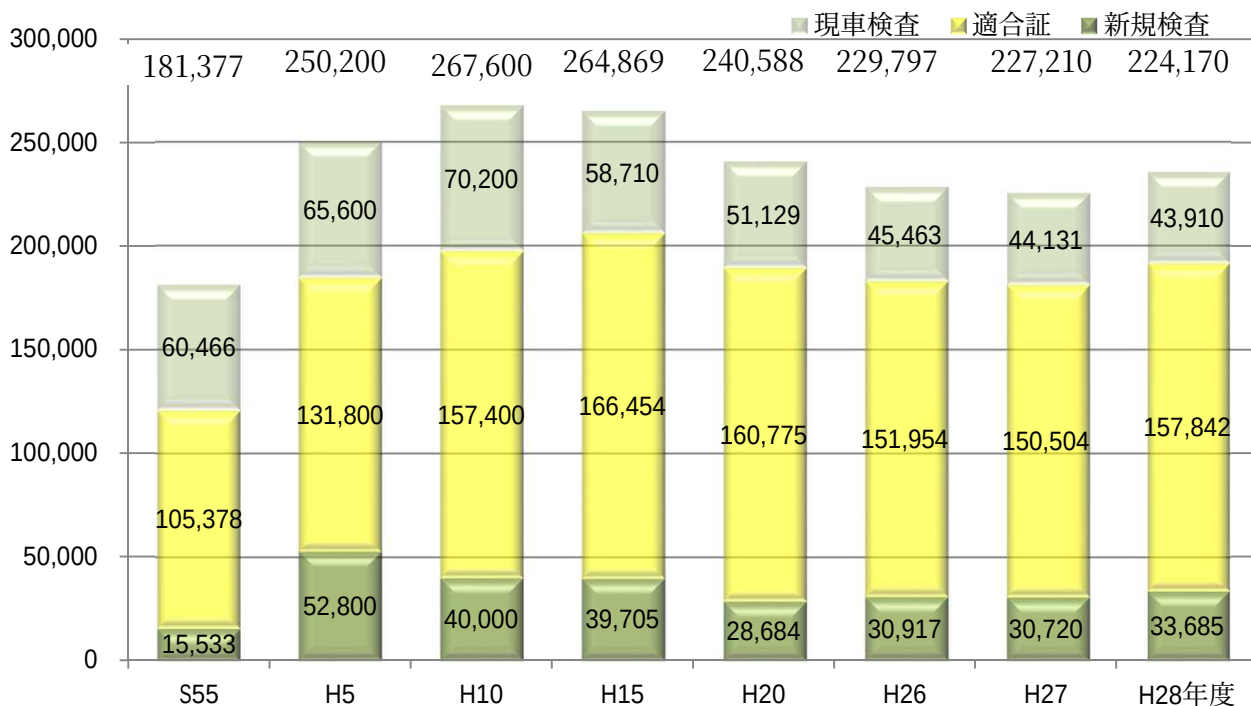
自動車の検査対象車両数（軽自動車を除く）は、平成28年度は44万9千台と若干ながら増加傾向となっている。新規検査については3万3千台、継続検査については20万台といずれも増加傾向となっている。

点検整備制度については、近年における自動車を取り巻く社会環境の変化と時代要請に基づき、ユーザー負担の軽減措置を図るため、自動車の安全確保・公害防止をはかりつつ規制緩和が行われ、分解整備の定義の見直し、対象とする装置を限定した限定認証制度の導入等が実施されている。

1. 検査対象車両数の推移



2. 検査車両数（検査種類別）の推移

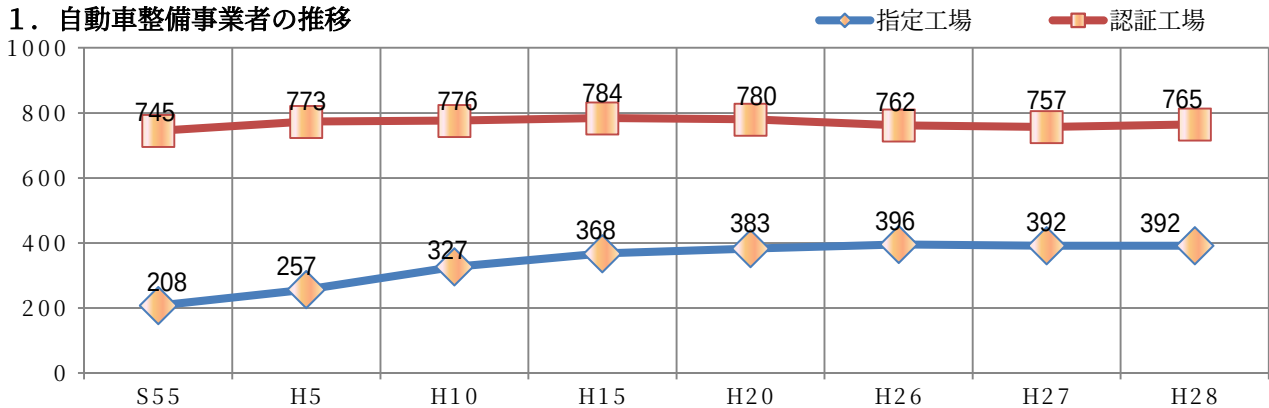


自動車整備事業の概況

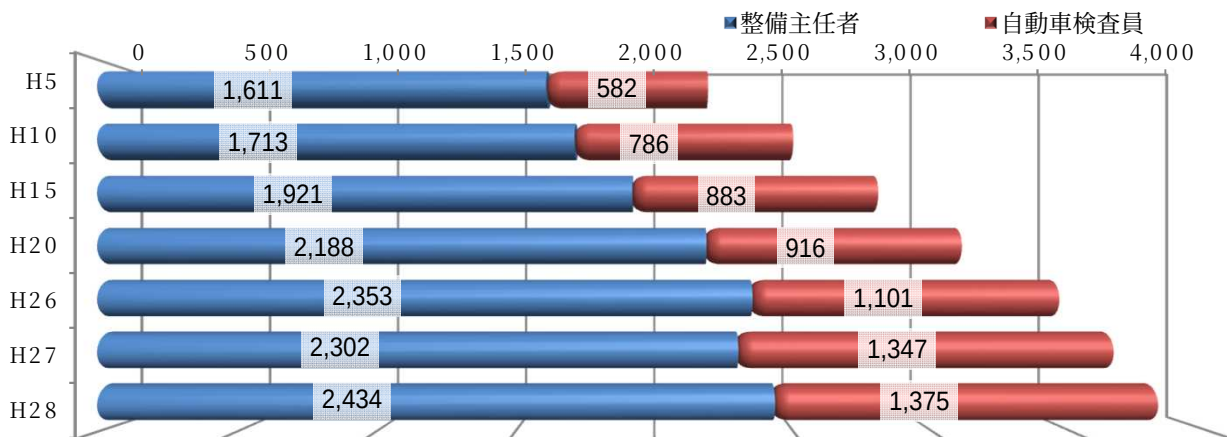
宮崎県内の自動車分解整備事業場（認証工場）は、平成29年3月末現在765工場で若干の増加傾向となっている。また、指定工場は392工場で変更はない。

1級小型自動車整備士試験が平成14年度から実施され平成28年度末で59名が資格を有している。近年はIT技術の発達により、最新技術や新機構が大幅に採用され、自動車整備士に対する技術力の維持・向上を図るための再教育が必要になり、自動車整備振興会等における整備主任者技術研修及び当支局で整備主任者研修・自動車検査員研修を毎年実施している。

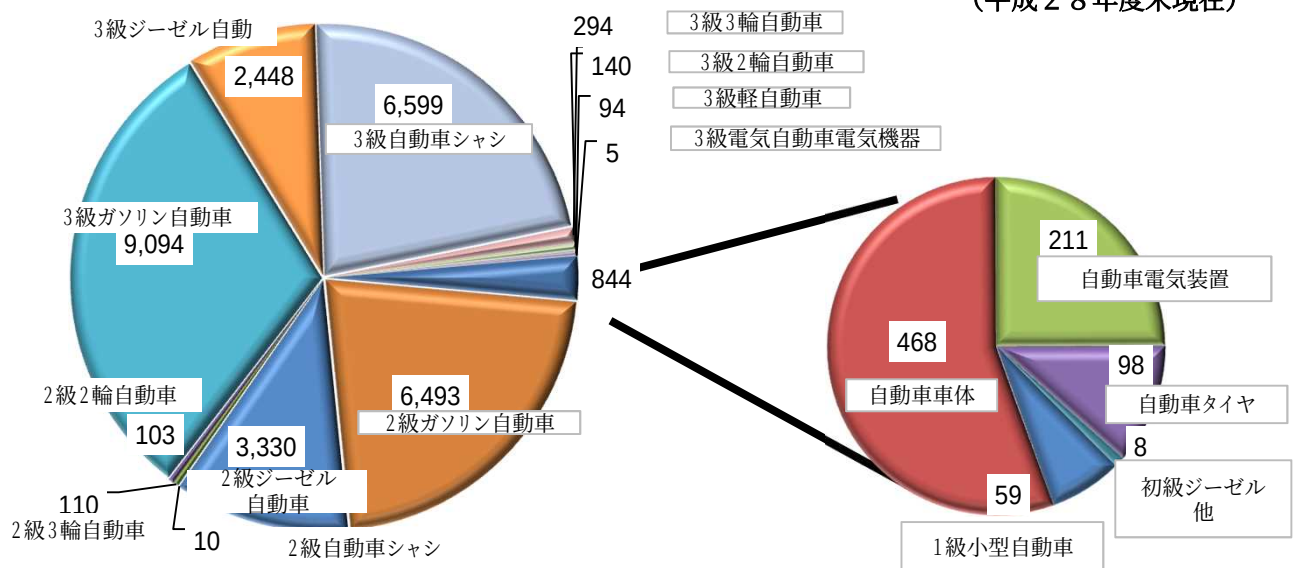
1. 自動車整備事業者の推移



2. 整備主任者・自動車検査員研修受講状況の推移



3. 自動車整備士合格者数

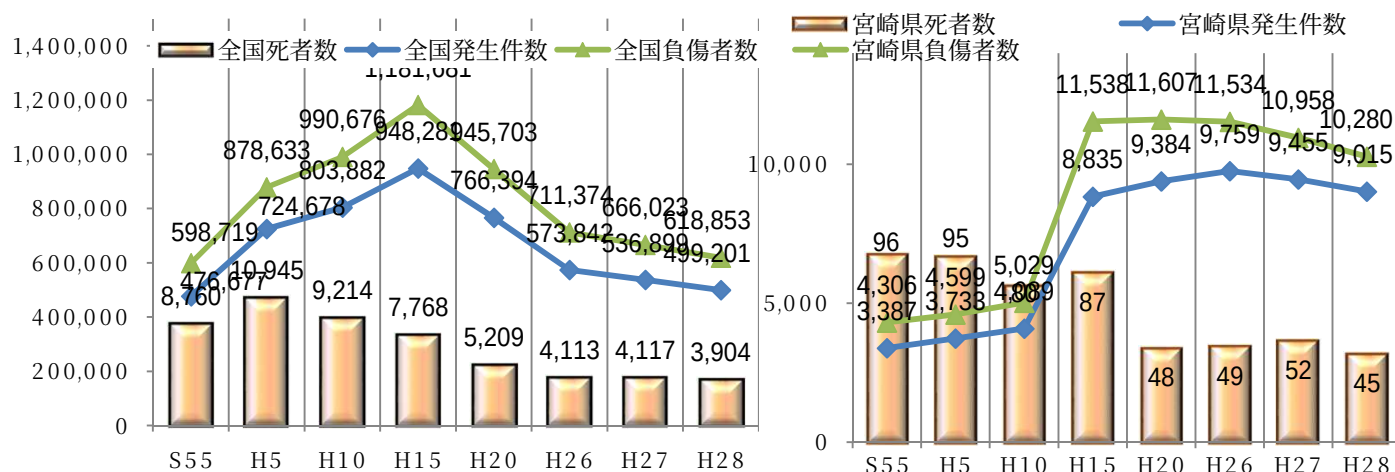


自動車の事故・公害関係の概況

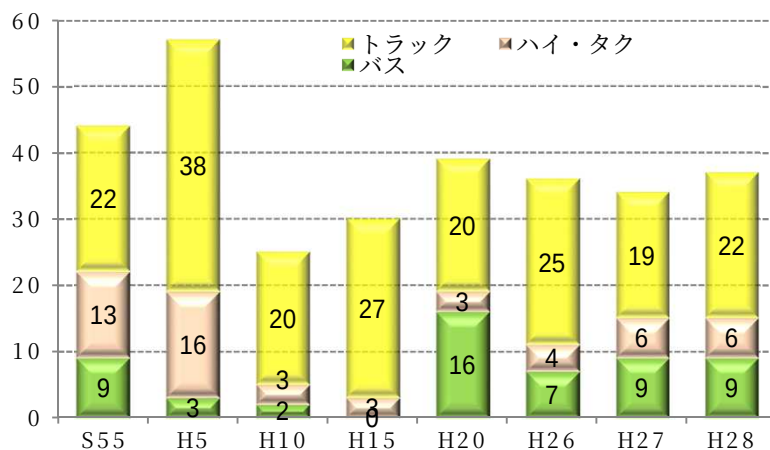
宮崎県における平成28年の事業用自動車の重大事故発生状況は、発生件数37件、死者数8人、負傷者数35人であり、全業態では増減を繰り返している。

自動車の排出ガス対策については、政府が大都市地域等における自動車に起因する大気汚染への対策として、バス・タクシー・トラック事業者を中心に圧縮天然ガス（CNG）自動車、ハイブリッド自動車、電気自動車、低燃費自動車の導入等に対する補助を行うとともに、低公害車等の取得において税制上の特例措置を講ずることにより、その普及を図ることとしている。

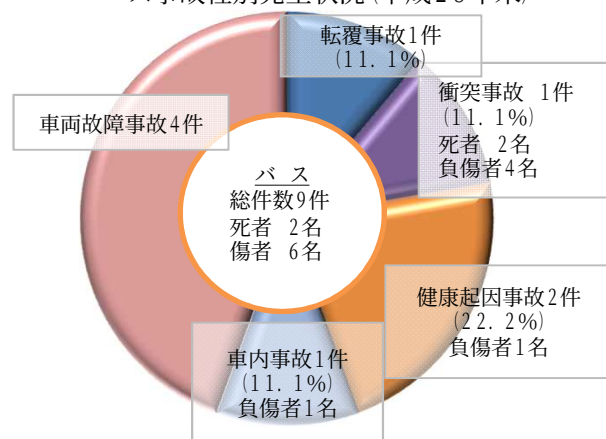
1. 事故発生状況の推移



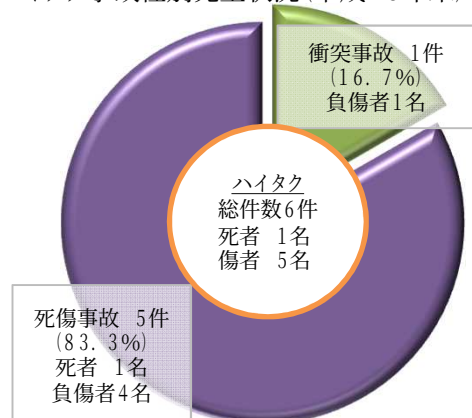
2. 宮崎県における事業用自動車重大事故発生状況の推移



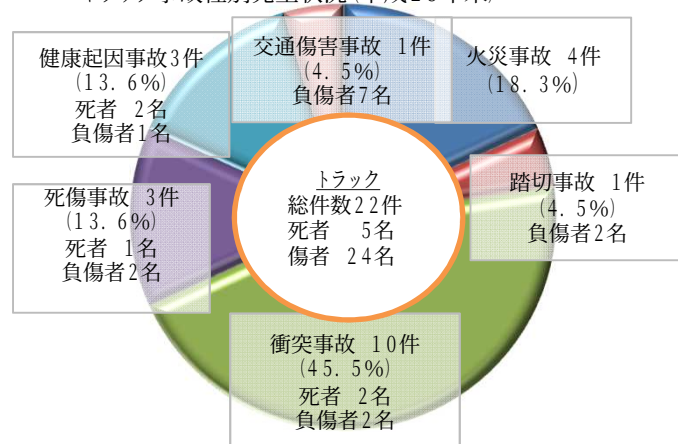
バス事故種別発生状況 (平成28年末)



ハイタク事故種別発生状況 (平成28年末)



トラック事故種別発生状況 (平成28年末)

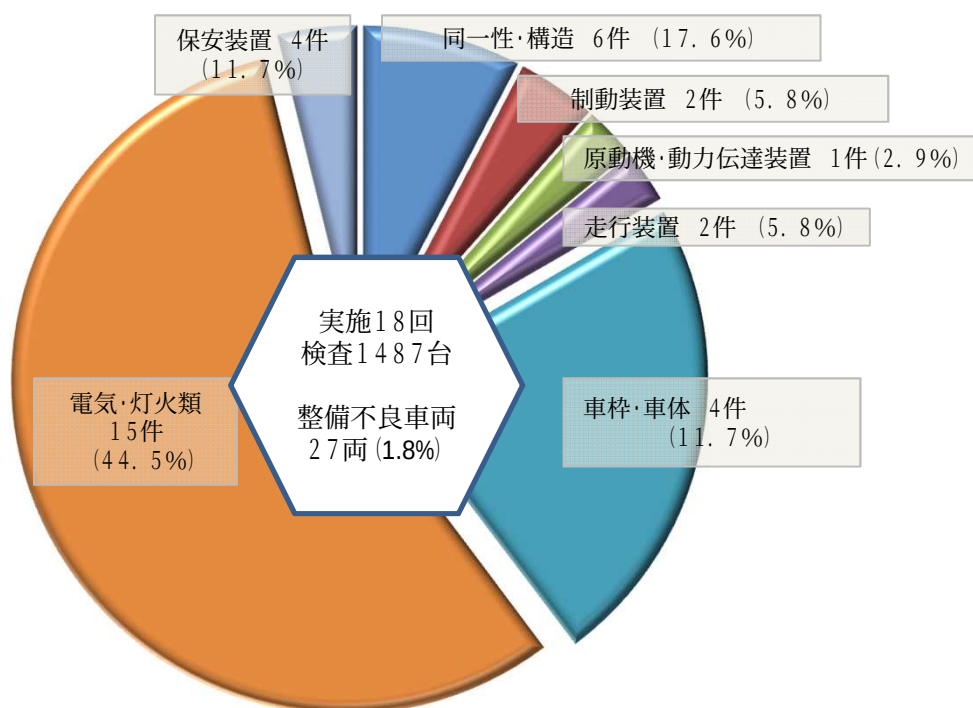


街頭検査の実施概況

平成15年4月からは、不正改造行為を禁止するとともに、整備命令に関する制度を強化した。各種運動期間の街頭検査の実施、及び県警察本部との連携による深夜街頭検査を実施している。

なお、平成17年からは、不正燃料の使用による環境破壊防止のため、不正軽油にかかる街頭検査も実施している。

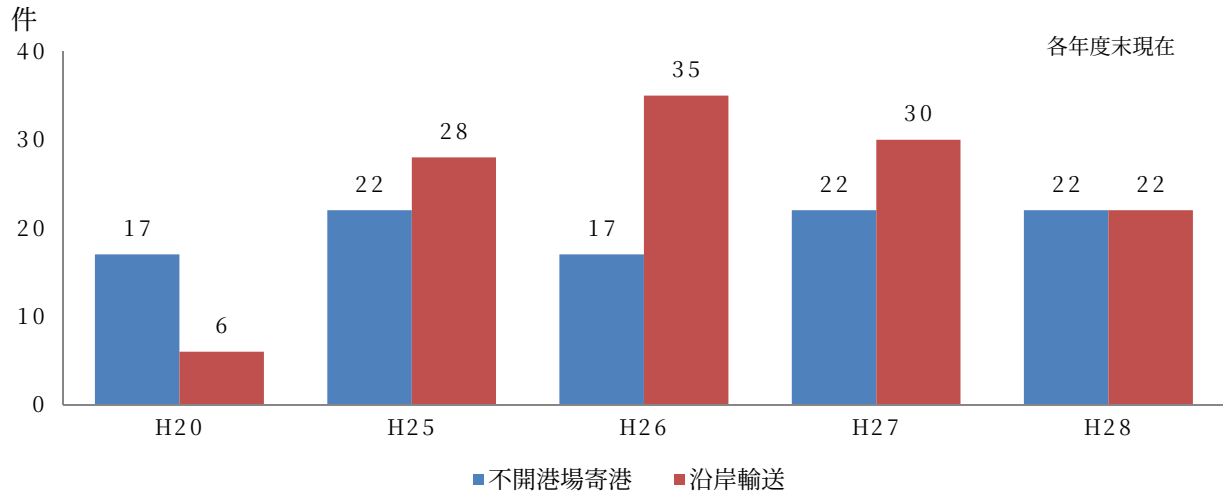
装置別整備不良件数（平成28年度）



運航関係事業の概況

1. 不開港場寄港及び沿岸輸送特許

平成28年度における不開港場への外国船寄港の特許件数は、22件、沿岸輸送の特許件数は22件である。平成28年度の開港場寄港特許は、延岡新港における液化アンモニアの揚荷を入港理由とするものが約6割を占める。沿岸輸送特許は、殆どが運航者の業務上の使用品である空コンテナ輸送に係るものである。（※管内における開港場は油津港、細島港の2港のみである。）



2. 内航海運関係の概況

管内の内航海運業者の概況は下表1のとおりで、登録事業者が4業者（4隻）、届出事業者が6業者（14隻）で、資本金5千万円以上の事業者は1社のみとなっている。

また、貨物利用運送事業（内航・外航）の事業者数は下表2のとおり、内航が12事業者、外航が1事業者となっている。

表1 (平成29年3月末現在)

事業実態	事業者数	船舶数
登録	4	4
届出	6	14

表1-2 (平成29年3月末現在)

個人	1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満
0	2	1	1

表2 (平成29年3月末現在)

事業の種類（内航）	事業者数
第一種利用運送事業	10
二種利用運送事業	2

表2-2 (平成29年3月末現在)

事業の種類（外航）	事業者数
第一種利用運送事業	0
二種利用運送事業	1

3. 旅客航路事業の概況

管内の旅客航路事業者の概況は下表のとおりで、一般旅客定期航路が3事業者3航路、旅客不定期航路が6事業者6航路となっている。

一般旅客定期航路には、宮崎県と関西圏とを結ぶ物流・人流の大量輸送機関としての長距離フェリー航路が「宮崎～神戸」間に1航路運航され、また、本土と離島を結ぶ航路として「大島～目井津」間航路及び離島航路整備法の指定を受けて国庫補助航路として運営されている「島浦～浦城」間航路の2航路が運航されている。

このほかに遊覧、観光航路としての旅客不定期航路が6航路ある。

【旅客航路事業者数】

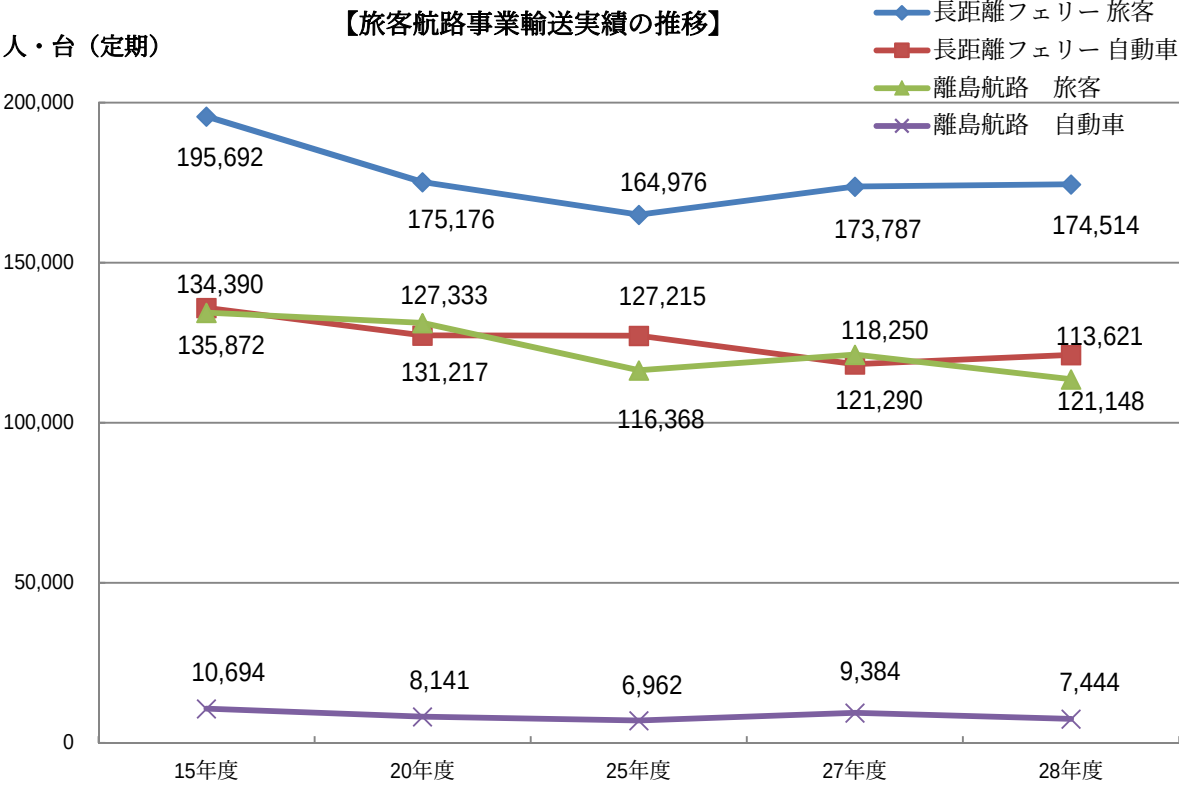
(平成29年3月末現在)

一般旅客定期航路		旅客不定期航路	
事業者数	航路数	事業者数	航路数
3	3	6	6

4. 旅客・自動車航走の輸送実績

長距離フェリー航路の平成28年度旅客輸送実績は175千人で、前年度に比べて1千人(0.4%)増加し、自動車輸送実績は121千台で、前年度に比べて3千台(2.5%)増加している。

また、離島航路の平成28年度旅客輸送実績は114千人で、前年度に比べて7千人(6.3%)減少し、自動車輸送実績は7千台で、前年度に比べて2千台(20.7%)減少している。



港湾運送事業の概況

1. 港湾運送事業者

管内における港湾運送指定港湾は細島港と油津港の2港で、平成29年3月末現在、事業者数は一般港湾運送事業4社、港湾荷役事業4社（一般港湾運送事業を兼業）となっている。港別の港湾運送事業者は下表のとおりである。

【港湾運送事業者数】

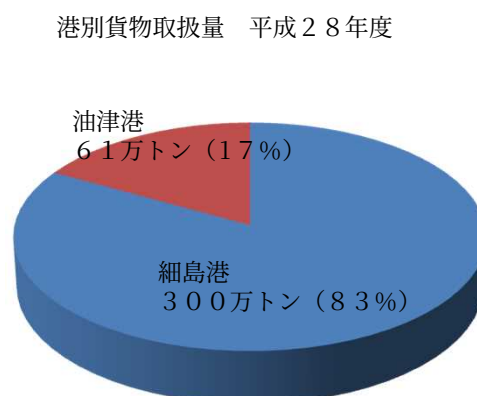
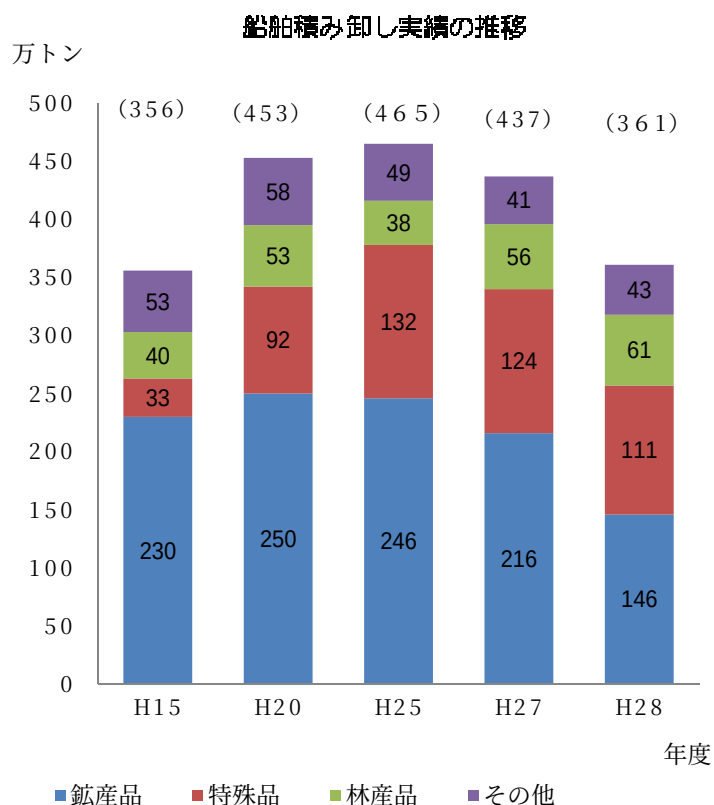
（平成29年3月末）

業種 港別	一般港湾 運送事業	港湾荷役 事業	検数事業	鑑定事業	検量事業	港湾運送 関連事業
細島港	4	4（4）	1	1	2（2）	7（4）
油津港	2	0	0	0	0	3（2）

（ ）は兼業者数で内数

2. 港湾荷役実績

平成28年度船舶積卸実績は、361万トンで、前年度に比べ76万トン（17.4%）減少している。主要取扱貨物は、鉱産品、コンテナ等の特殊品、林産品であり、中でも鉱産品は全取扱量の約40%を占めている。



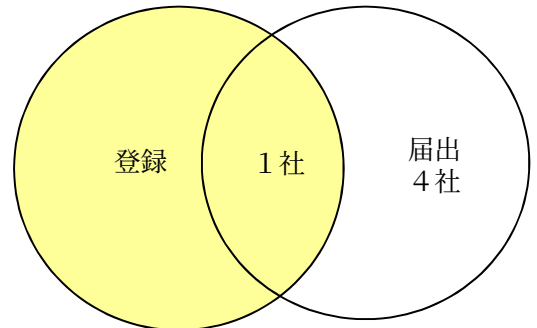
船舶・船用工業の概況

1. 造船事業の概況

管内の稼働している造船業者は、造船法に基づく届出造船所5社、小型船造船業法に基づく登録造船所1社となっており、兼業を除いた実事業者数は5社である。このほかに休止中等の造船事業者が2社ある。

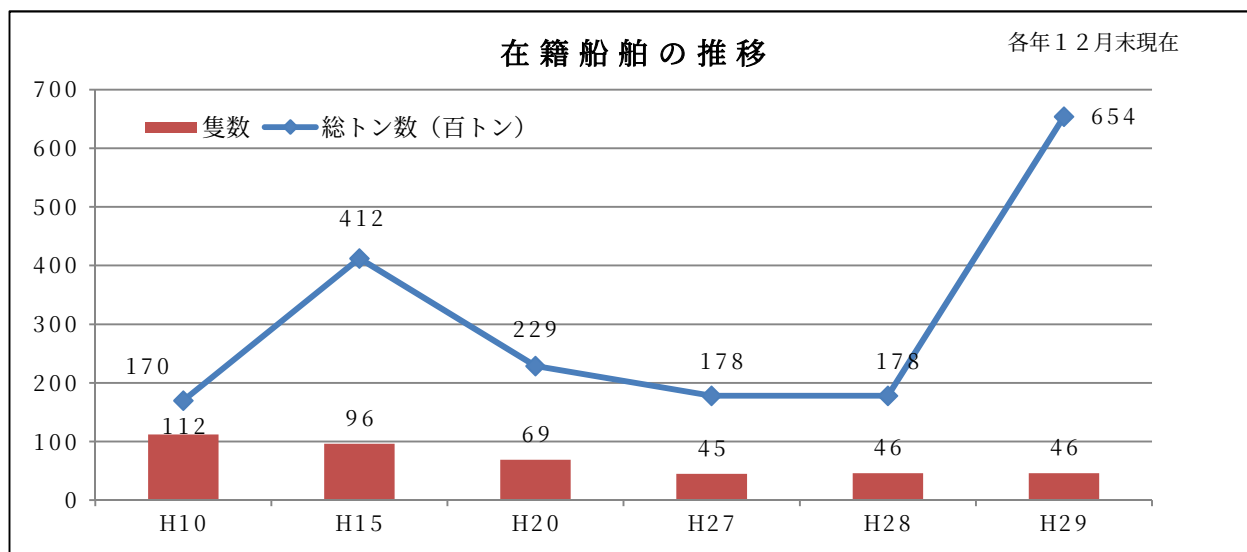
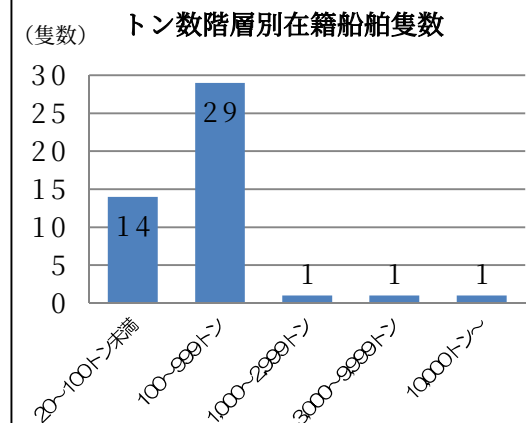
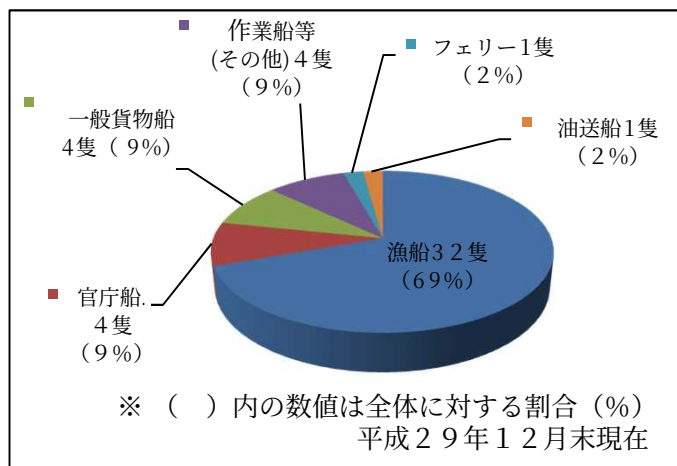
管内の造船所は、ほとんどが地元のかつお・まぐろ等のFRP漁船を対象とする造船所であり、規模も小さく修繕を事業の主体としている。

造船事業者数（平成29年12月末現在）



2. 船舶登録の概況

管内の平成29年12月末現在における在籍登録船舶数（20G/T以上）は46隻で、合計総トン数では65,418G/Tとなっており、隻数では約7割をかつお、まぐろ等の漁船が占めている。

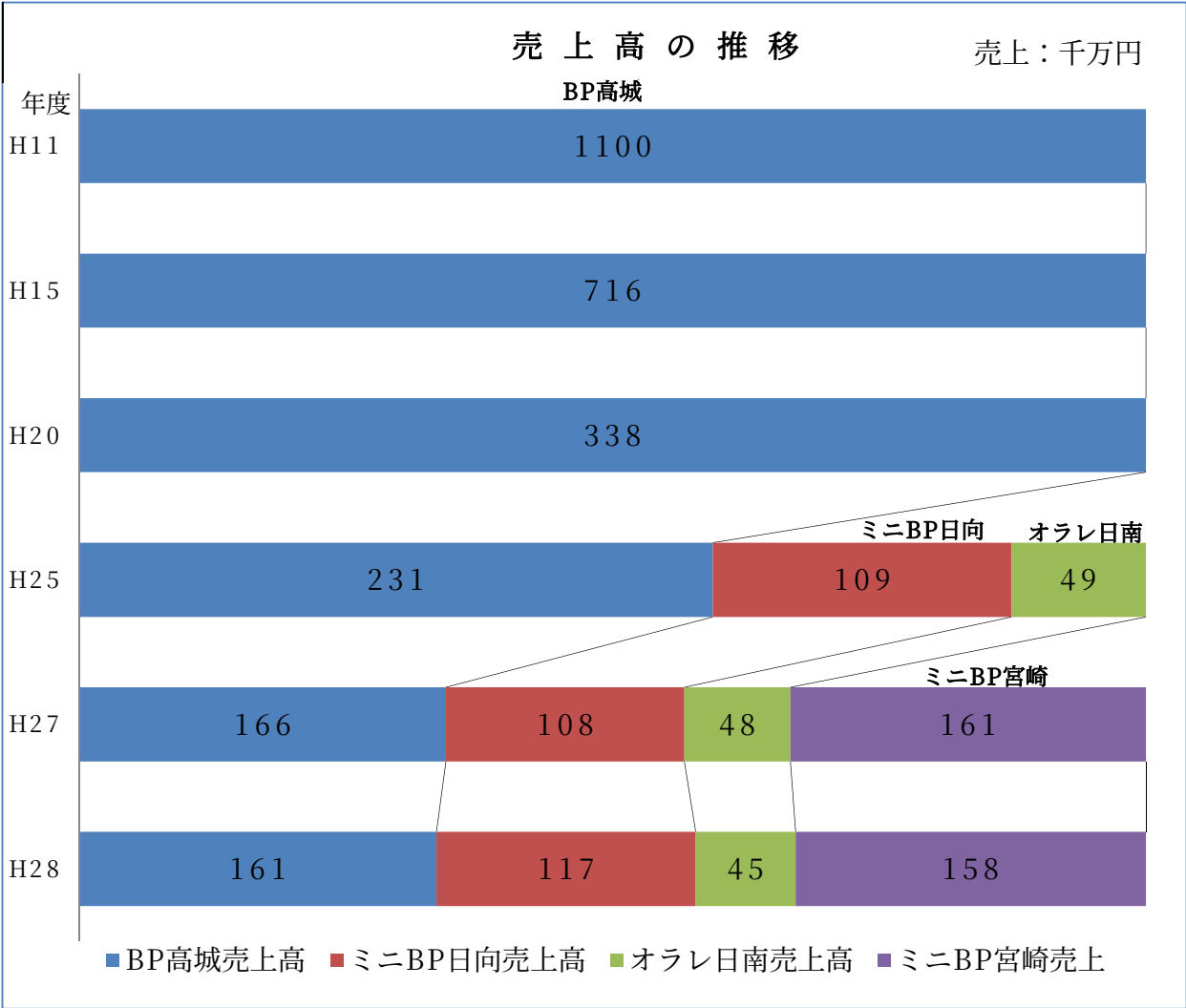


3. 船舶検査の概況

海上における人命の安全及び船舶の堪航性を確保するため、SOLAS条約（海上における人命の安全のための国際条約）、LL条約（満載喫水線に関する国際条約）等を受けて船舶安全法により船舶の船体・機関・救命消防設備等について、定期検査、中間検査、臨時検査、予備検・製造検査等を実施、合格した船舶に、航行区域等の航行上の条件を定めて船舶検査証書及び各種条約証書を交付している。

モーターボート競走の概況

平成10年6月24日モーターボート競走法に基づく場外舟券売り場が都城市高城町に設置され同年7月から「ポートピア高城」としてオープンした。
この外、小規模場外発売場として、日向市に「ミニポートピア日向」が平成22年12月、日南市に「オラレ日南」が平成23年10月、宮崎市に「ミニポートピア宮崎」が平成26年11月にオープンしている。施行者はいずれも芦屋町である。



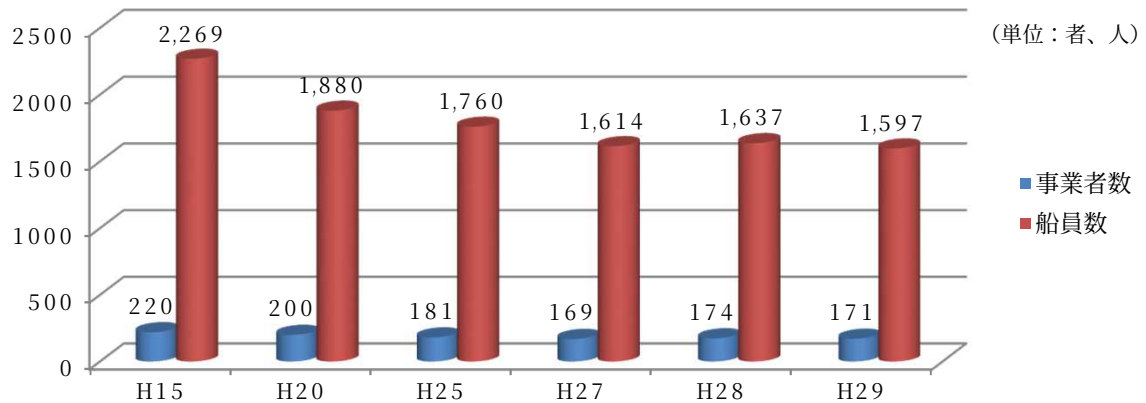
船員関係業務の概況

平成29年10月1日現在における管内の船員法適用船舶所有者は171事業者、船舶数は246隻、船員数は1,597人であり、ここ数年に比べて減少している。

また、船種別構成については、汽船が8.6%、漁船が82.8%、その他が8.6%となっており、漁船の割合が多くなっている。

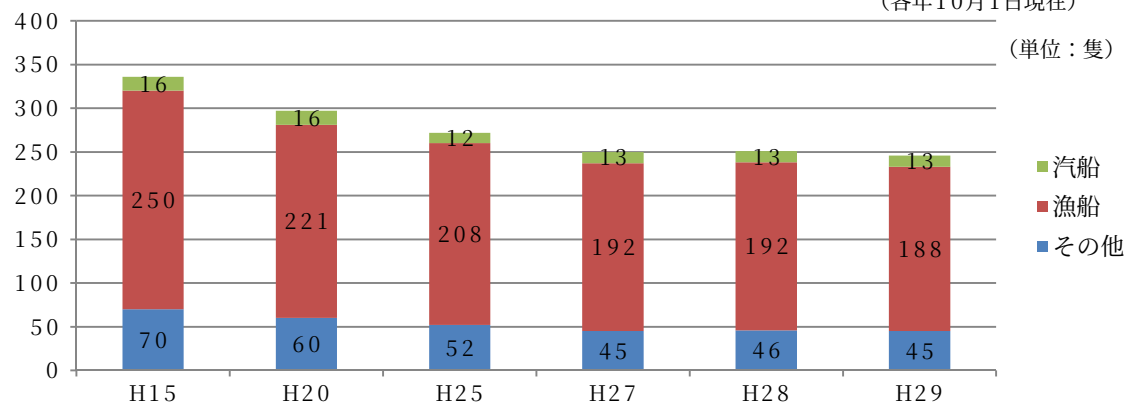
1. 事業者数及び船員数の推移

(各年10月1日現在)



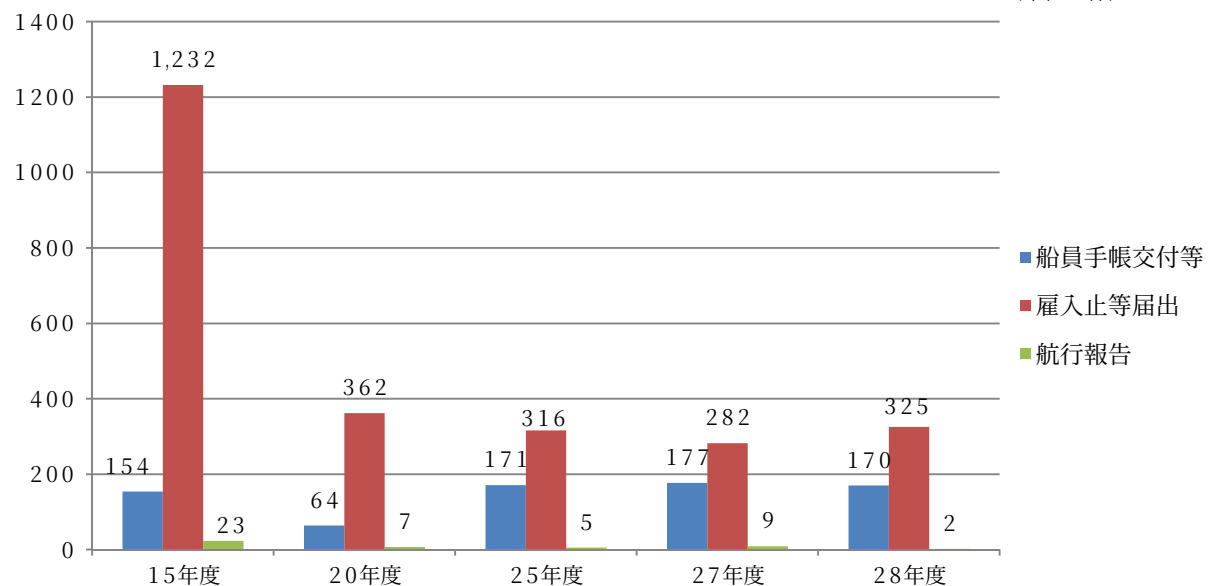
2. 船舶数の推移

(各年10月1日現在)



3. 船員法の事務取扱件数

(単位：件)

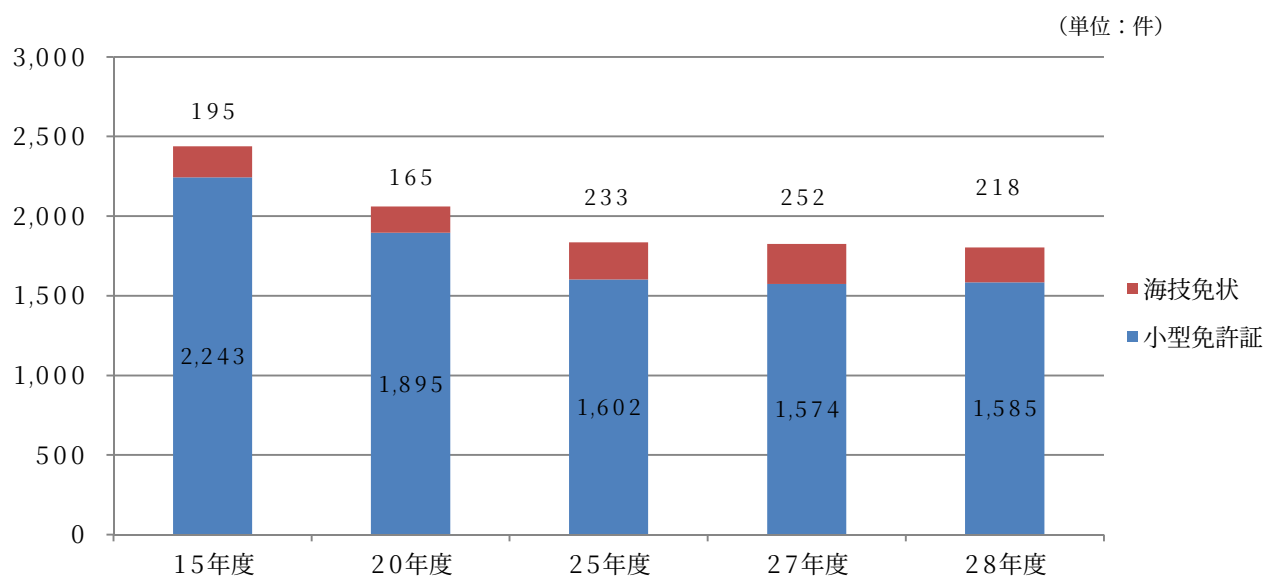


海技資格及び水先関係業務の概況

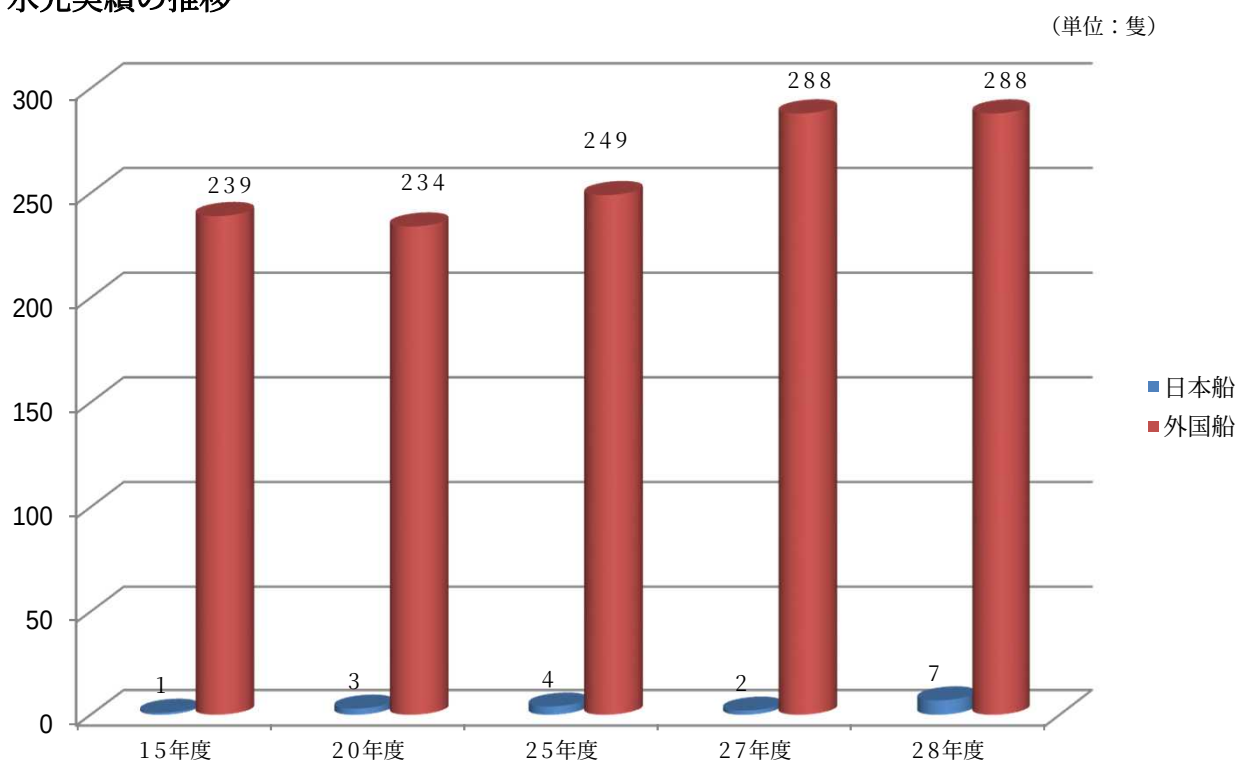
管内の海技免状、小型船舶操縦免許証の取扱件数は下表のとおり推移しており、小型船舶操縦免許証の取り扱いがほとんどである。

また、水先業務については、細島港及び油津港において水先人2名により行われている。

1. 海技免状、小型船舶操縦免許証取扱件数の推移



2. 水先実績の推移



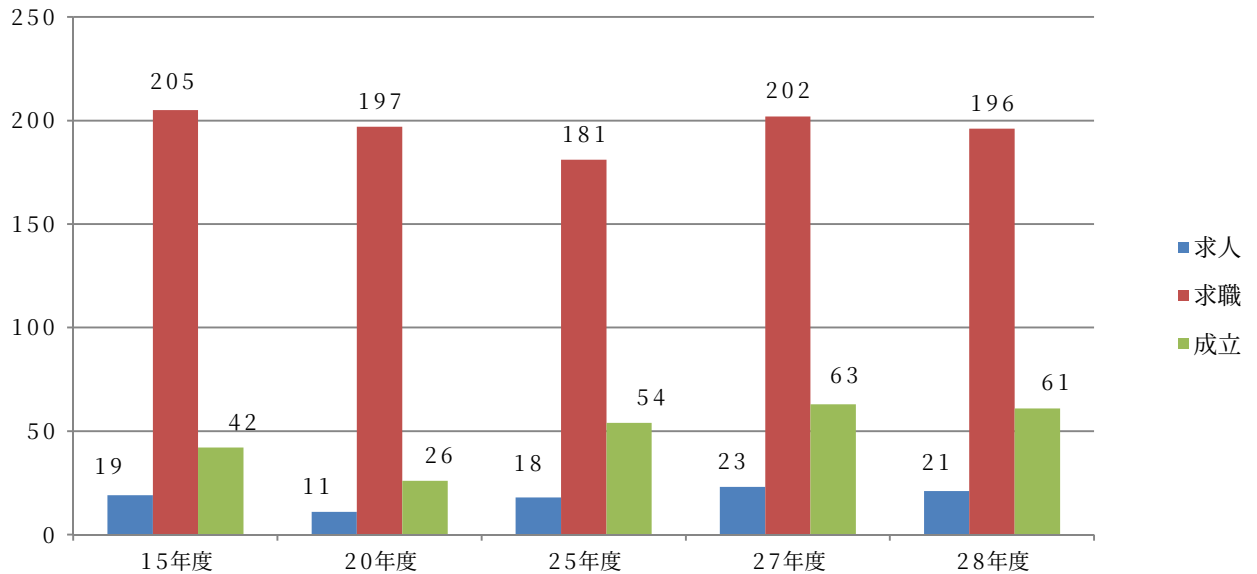
船員職業安定関係業務の概況

管内における船員職業紹介実績及び船員失業保険金支給実績の推移は下表のとおりであり、求職者数に対し求人数が少ない状況となっている。

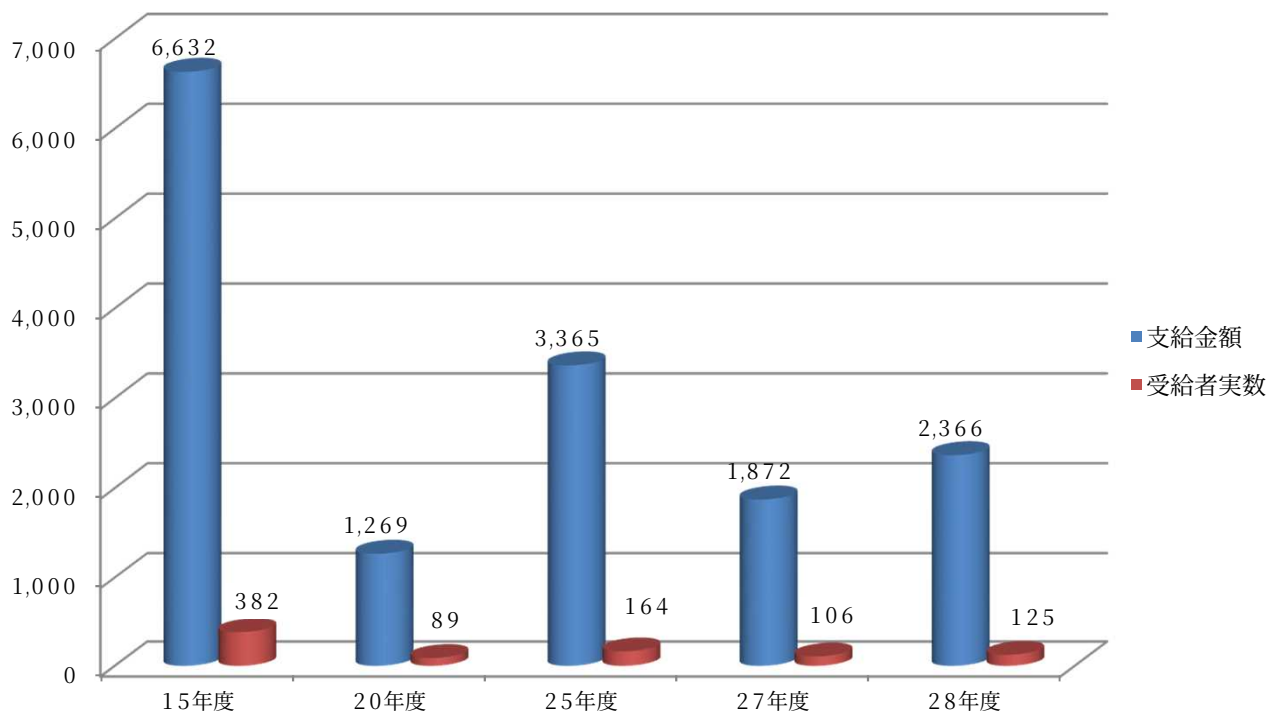
また、成立件数は管内・管外の合計であり、求職者の大半が管外へ就職している状況である。

1. 船員職業紹介実績の推移

(単位：人)



2. 船員失業保険金支給実績の推移



海事産業次世代人材育成事業

宮崎県は長い海岸線を有しており水産業が盛んであることから、海に関する仕事等について、県民への理解を深めてもらう活動が重要であり、特に次世代を担う小・中学生や水産系高校に対して関心を高めてもらうための取組を、海事産業界や教育機関などと連携して行っている。

平成29年度における取組みは、小学生36名、高校生41名を対象に、海技教育機構の練習帆船「日本丸」、「海王丸」の船内見学を実施した。



「日本丸」を見学する高校生
船橋で計器類について説明を受けました



ロープの巻き取り装置を動かしてみました



「海王丸」を見学する小学生
マストの高さに驚きです。(50m!)

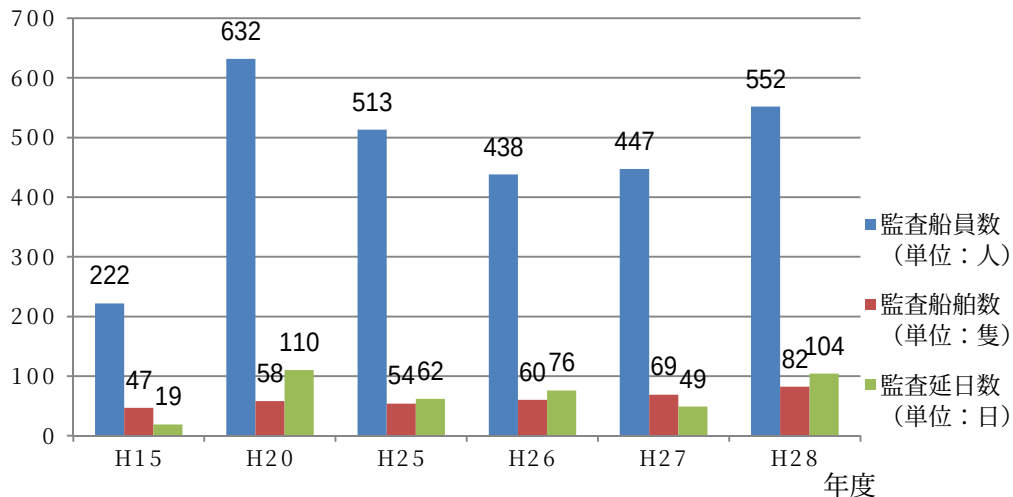


参加者全員で記念撮影

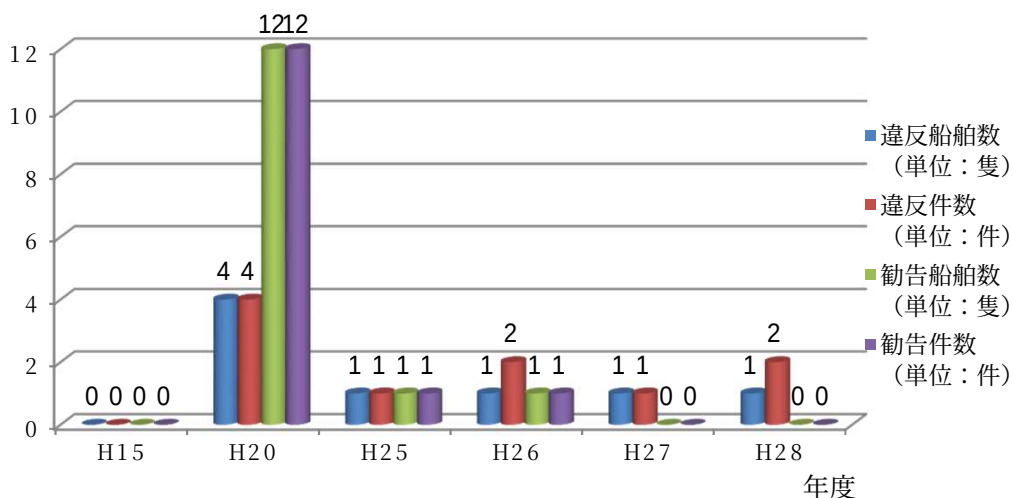
運航労務監理官業務の概況

運航労務監理官は、船員法の立入権限を有する船員労務官と、海上運送法の立入権限を有する運航監理官の機能を併せ持ち、運航事業者と船舶所有者の両者に対して効果的に指導監督を行なうことができる業務範囲の広い執行官である。

1. 船舶（事業場）・船員の監査数の推移



2. 船舶（事業場）・船員の違反件数等の推移



外国船舶監督官業務の概況

日本の港に入ってくる外国船に対し、立入検査（PSC）を行ない、世界基準を満たしていない船舶（サブスタンダード船）を排除することが外国船舶監督官の業務である。県内では外国船が入港する日向市の細島港、日南市の油津港を中心にPSCを実施している。

宮崎運輸支局の概況

1. 管轄区域

宮崎県

2. 住所

〒880-0925

宮崎市本郷北方字鶴戸尾2735番地3

3. 電話番号

【総務企画部門】 0985-51-3824（ガイダンス5）

【輸送・監査部門】 0985-51-3952（ガイダンス2）

【整備部門】 0985-51-3958（ガイダンス3）

【登録部門】 050-5540-2088

【運航・船舶部門】 0985-63-2513

【船員部門】 0985-63-2513

【運航労務監理官】 0985-63-2513

4. 業務内容

【総務企画部門】

1. 総務、人事、会計に関すること
2. 企画、防災に関すること
3. 観光事業、旅行業、鉄道に関すること
4. 地域交通に関すること
5. 倉庫業に関すること
6. 他課に属さない事務に関すること

【輸送・監査部門】

1. 旅客・貨物自動車運送事業に関すること
2. 監査業務に関すること
3. 自家用自動車の貸渡に関すること
4. 土砂等運搬大型自動車の使用に関すること
5. 自動車損害賠償責任保険に関すること
6. 自家用自動車の使用に関すること

【整備部門】

1. 自動車の再生及び整備に関すること
2. 自動車の検査、事故に関すること
3. 自動車運送事業者の事故防止及び運行管理者に対する指導、監督に関すること
4. 自動車の使用にかかる整備管理に関すること
5. 自動車の整備事業の近代化及び指導、監督に関すること
6. 自動車整備士の養成施設及び技能検定に関すること

【登録部門】

1. 自動車の登録に関すること
2. 自動車の登録の検認に関すること
3. 自動車の抵当権の登録に関すること
4. 自動車の回送運行の許可に関すること
5. 市町村の行う自動車の臨時運行許可事務の指導に関すること
6. 自動車重量税に関すること

【運航・船舶部門】

1. 旅客航路事業に関すること
2. 内航海運業に関すること
3. 港湾運送事業に関すること
4. 船舶の登録・測度業務に関すること
5. 船舶の検査に関すること
6. 造船業及び造船関連工業に関すること

【船員部門】

1. 船員の雇入届出及び船員手帳の交付に関すること
2. 海技免状等の更新等に関すること
3. 船員の職業紹介及び失業保険の認定に関すること
4. 船員の最低賃金に関すること

【運航労務監理官】

1. 船員の労働条件の確保に関すること
2. 船員災害の防止を図るための安全衛生に関すること
3. 船舶所有者及び船舶への立入監査に関すること
4. 船舶の安全運航の確保に関すること

独立行政法人自動車技術総合機構の概況

平成11年4月に定められた「中央省庁等改革の推進に関する方針」により、検査場における自動車検査を独立行政法人化することが決定され、平成14年7月に「自動車検査独立行政法人」が設立された。

また、平成28年4月から、自動車検査独立行政法人と独立行政法人交通安全環境研究所が統合され、新たに「独立行政法人自動車技術総合機構」が設立された。

1. 名称

独立行政法人自動車技術総合機構 九州検査部 宮崎事務所

2. 所在地

〒880-0925 宮崎市大字本郷北方字鵜戸尾2735-3

TEL 0985-51-3828

FAX 0985-51-3877

3. 組織

所長・・・主席自動車検査官・・・自動車検査官・・・自動車検査官補

4. 業務

- (1) 自動車道路運送車両の保安基準に適合するかどうかの審査を行うこと
- (2) 上記業務に附帯する業務を行うこと